昭26.10.19.

官報

主要目次

省令
○緊要物資輸入基金支出負担行為計画等取扱規程　三九七頁
○兒童福祉法施行規則の一部改正　三九九
○道路運送車両法関係調査規則　四〇一
告示
○無線局免許　四〇四
○無線局承認　四〇五
○日本国籍離脱者　四〇八
○租税特別措置法に規定する事業の種類並びに法人の事業及び自由職業の種類指定　四〇八
○宮崎無盡第七回福栄定期預金の細目等　四〇八
○仲多度郡農協第八回共栄割増定期貯金の細目　四〇八
○瀬戸市信用組合第十一回割増金附ニコニコ定期貯金の細目等　四〇九
○網走信用組合第五回たのしみ定期積金の細目　四〇九
○食糧管理法の施行に関する件の一部改正　四〇九
○鉱山航内用品の検定手数料等を定める件の一部改正　四〇九
○造船業財務諸表準則　四〇九
○荒川尾久八郵便局設置　四一三
○唐原郵便局改称　四一三
○風景入通信日附印を古河郵便局等に使用　四一三

省令

◉大蔵省令第八十九号

緊要物資輸入基金特別会計法施行令第八條の規定に基き、緊要物資輸入基金支出負担行為計画等取扱規程を次のように定める。

昭和二十六年十月十九日

大蔵大臣　池田　勇人

緊要物資輸入基金支出負担行為計画等取扱規程

（基金支出負担行為計画表の作製）

第一條　通商産業大臣は、基金支出負担行為計画期間分に区分した当該年度における基金支出負担行為の計画及び基金支拂計画期間における基金支出納命令官ごとの基金支拂計画を定め、当該計画に基いて緊要物資輸入基金特別会計法施行令（昭和二十六年政令第百二十三号。以下「令」という。）第八條第三項の規定によりそれぞれ別紙第一号書式及び第二号書式による基金支出負担行為計画表及び基金支拂計画表を作製しなければならない。

（基金収入予定総表及び基金支拂計画予定総表の作製及び送付）

第二條　通商産業大臣は、令第八條第三項の規定により前條に定める基金支出負担行為計画表を大蔵大臣に送付しなければならない。

（基金支出負担行為計画表及び基金支拂計画表の送付期限）

第三條　令第八條第三項に規定する基金支出負担行為計画表及び基金支拂計画表の大蔵大臣への送付の期限は、別に定める場合の外、基金支出負担行為計画表については、当該年度の開始前二十日までとし、基金支拂計画表については、基金支拂計画期間の開始前十五日までとする。

（基金支出負担行為計画及び基金支拂計画の変更）

第四條　通商産業大臣は、令第八條第五項の規定により基金支出負担行為計画及び基金支拂計画の変更について大蔵大臣の承認を求めようとするときは、基金支出負担行為計画については、変更を要する部分について、その科目、計画済額、変更計画額、計画済額と変更計画額との比較増減額及び変更を要する事由その他変更の適否を審査するに必要な事項を明らかにした基金支出負担行為計画表を、基金支拂計画については、変更を要する部分について、その額及び事由を明らかにした基金支拂計画表を作製し、すみやかに大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の基金支出負担行為計画表及び基金支拂計画表には、「変更の分」の表示を朱書するものとする。

（基金支出負担行為計画及び基金支拂計画の承認の通知）

第五條　大蔵大臣は、緊要物資輸入基金特別会計法（昭和二十六年法律第五十八号。以下「法」という。）第十九條第二項の規定により基金支出負担行為計画の承認の通知をし、又は令第八條第八項の規定により基金支出負担行為計画の変更の承認の通知をし、又は所要の事項を記入し、記名し及び印をおして行うものとする。

2　前項の規定は、法第十九條第一項の規定により基金支拂計画の承認の通知をし、又は令第八條第八項の規定により基金支拂計画の変更の承認の通知をする場合に準用する。

（基金支出負担行為計画及び基金支拂計画の取消の通知）

第六條　大蔵大臣は、令第八條第七項の規定により、基金支出負担行為の計画の承認の取消又は基金支出負担行為の計画の変更の承認の取消の通知をするには、当該基金支出負担行為の計画又は基金支拂計画の変更の承認月日、承認番号及び取消の事由を明示した文書をもつて行うものとする。

2　前項の規定は、令第八條第七項の規定により基金支拂計画の承認の取消又は基金支拂計画の変更の承認の取消の通知をする場合に準用する。

この場合において「基金支出負担行為の計画」とあるのは「基金支拂計画」と、「承認番号及び取消の事由」とあるのは「承認番号、通商産業大臣名及び取消の事由」と読み替えるものとする。

（基金支拂計画及び基金支拂計画の変更の示達）

第七條　通商産業大臣は、令第十條第一項又は第二項の規定により基金支拂計画又は基金支拂計画の変更の示達をするには、大蔵大臣に送付した基金支拂計画表の他の写に、大蔵大臣の承認を経たものに従つて所要の補正を加え、又は所要の事項を記入し、記名し及び印をおして行うものとする。

（基金支出負担行為計画及び基金支拂計画の変更）

第八條　通商産業大臣は、令第十條第三項の規定により基金支拂計画又は基金支拂計画の変更の示達をするには、当該基金支拂計画の変更の示達月日、示達番号及び取消の事由を明示した文書をもつて行うものとする。

（基金支拂計画の示達期限）

第九條　令第十條第一項に規定する基金支拂計画の示達の期限は、当該計画について通商産業大臣が大蔵大臣から承認の通知を受けた日から三日以内とする。令第十條第二項に規定する基金支拂計画の変更による示達の期限もまた同様とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、緊要物資輸入基金特別会計法施行の日（昭和二十六年四月一日）から適用する。

毎日文庫
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第一号書式

非金支出負担行為計画表

年度緊要物資輸入非金

通商産業省所管

科目	予定額	承認済増△減額	現額	非金支出負担行為計画額 別非金支出負担行為計画額 第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	計	摘要
(款)緊要物資輸入非金支拂計画	円	円	円	円	円	円	円	円	
(項)商品為替支拂計画									
緊要物資輸入非金支拂計画									
別非金支拂計画									
緊要物資輸入非金特別会計繰替使用部預託金									
(変更の場合)計画比較増△減									

昭和　年　月　日　通商産業大臣　㊞

上記計画を承認したから通知する。

昭和　年　月　日

通商産業大臣(会計検査院長)あて　大蔵大臣　㊞

備考　用紙寸法は、日本標準規格B列4とし、下方に約5cmの余白を設けること。

(1) 変更の計画の場合には、変更を要する部分についてのみ次に掲げる区分によつて計上すること。

(2) 科目の区分に従つて行うこと。

(3) 科目の内項の計画は、科目欄には計画済額、変更計画額及び比較増△減額の区分を記載し、摘要欄に変更の理由を記載し、款以上の科目の計画は変更を要する額(項の計画の比較増△減額の差引集計額)によつて行うこと。

(4) 計画の場合には、標題の右側に「(変更の分)」と朱書すること。

(5) 記載事項が二葉以上にわたる場合には、各葉の右上方に頁数を附すること。

第二号書式

非金支拂計画表

通商産業省所管　昭和　年度緊要物資輸入非金第　期分　日本銀行

科目	計画額	増	減	摘要
款	円	円	円	
項				

昭和　年　月　日　通商産業大臣　㊞

上記計画を承認したから通知する。会計検査院長あて

通商産業大臣　㊞　大蔵大臣　㊞

昭和　年　月　日　日本銀行総裁

備考　用紙寸法は、日本標準規格B列5とし、下方に約5cmの余白を設けること。

(1) 用紙は和紙謄写版、寸法は日本標準規格B列5とし、下方に約5cmの余白を設けること。

第三号書式

緊要物資輸入非金収入予定総表

通商産業省所管　昭和　年度緊要物資輸入非金

科目	予定額	差増△減	現額	収入予定額 第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	計	摘要
(款)緊要物資輸入非金	円	円	円	円	円	円	円	円	
(項)緊要物資輸入非金特別会計より受入									

昭和　年　月　日　通商産業大臣　㊞

大蔵大臣あて

備考　用紙寸法は日本標準規格B列4とすること。

(1) 収入予定を変更する場合には、変更による増加額又は減少額を記載し、摘要欄に変更の理由を記載し、款以上の科目の計画は変更を要する額(項の計画の比較増△減額の差引集計額)によつて計上すること。

(2) 款入予定を変更する場合には、「(変更の分)」と朱書すること。

(3) 記載事項が二葉以上にわたる場合には、各葉の右上方に頁数を附すること。

第四号書式

緊要物資輸入非金支拂計画予定総表

通商産業省所管　昭和　年度緊要物資輸入非金

科目	予定額	差増△減	現額	支拂予定額 第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	計	摘要
(款)緊要物資輸入非金	円	円	円	円	円	円	円	円	
(項)商品為替支拂計画									
緊要物資輸入非金支拂計画									
緊要物資輸入非金特別会計へ繰入									
緊要物資輸入非金特別会計繰替使用部預託金									

昭和　年　月　日調製　通商産業大臣　㊞

大蔵大臣あて

備考　用紙寸法は、日本標準規格B列4とすること。

(1) 支拂予定を変更する場合には、変更による増加額又は減少額を記載し、摘要欄に変更の理由を記載し、款以上の科目の計画は変更を要する額(項の計画の比較増△減額の差引集計額)によつて計上すること。

(2) 款入予定を変更する場合には、「(変更の分)」と朱書すること。

(3) 記載事項が二葉以上にわたる場合には、各葉の右上方に頁数を附すること。

◉**厚生省令第四十三号**

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十月十九日

厚生大臣　橋本　龍伍

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「児童福祉司」の下に「、社会福祉主事」を加える。

第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條の二　法第二十一條の三の規定による盲人安全つえの交付又は補聴器、義し、車椅子等の補装具の交付若しくは修理を受けようとする者又はこれらの物品の購入若しくは修理に要する金銭の支給を受けようとする者は、身体障害者手帳に、法第五十六條第二項に規定する費用の負担能力に関する市町村長の認定書を添えて、居住地又は現在地を管轄する福祉事務所長を経て、これを都道府県知事に申請しなければならない。但し、都道府県知事の指定する保健所の長から法第二十一條の二第一項の規定により療育の指導を受けている者は、当該保健所長を経て、これを申請することができる。

福祉事務所長又は保健所長は、前項の規定による申請を受理したときは、身体障害者手帳を審査の上、これを当該申請者に返還し、且つ、意見を附して、当該申請書を、速やかに都道府県知事に進達しなければならない。

都道府県知事は、第一項の申請に基いて、同項に規定する物品の交付又は修理を行うときは同項に規定する福祉事務所長又は保健所長を、金銭を支給するときは福祉事務所長を経なければならない。

第一項に規定する物品の交付又は修理を行うときは、交付券又は修理券によるものとする。

前項に規定する交付券又は修理券は、別表第四号様式による。

都道府県知事は、第一項の申請を却下するときは、理由書を附し、同項に規定する行政機関を経て、申請者にその旨を通知するものとする。

第十九條　法第二十二條又は第二十三條に規定する助産施設又は母子寮への入所の措置を受けることを希望する者は、左に掲げる事項を具し、その居住地又は現在地を管轄する福祉事務所長を経て、その旨をそれぞれその措置権者に申請しなければならない。

一　入所の措置を受けることを希望する者の氏名、生年月日及び職業

二　居住地及び居住期間又は現在地

三　入所の措置を受けることを希望する理由

その監護すべき児童につき、法第二十四條に規定する保育所への入所の措置を受けさせることを希望する者は、前項各号に掲げる事項を具し、市及び福祉事務所を設置する町村の区域にあつてはその居住地又は現在地を管轄する福祉事務所長を経て、その他の町村の区域にあつては直接、その旨をそれぞれその措置権者に申請しなければならない。

法第二十二條から第二十四條までに規定する措置権者は、必要があると認めたときは、前二項の規定による申請がない場合においても、法第二十二條から第二十四條までの規定による措置をとらなければならない。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條　削除

第二十四條を次のように改める。

第二十四條　第二十條から第二十二條までの規定は、法第二十五條の二第二号又は第二十七條第一項第二号の規定により、福祉事務所長がその社会福祉主事に、又は都道府県知事が児童福祉司、社会福祉主事若しくは児童委員に、児童又はその保護者を指導させる場合について、これを準用する。

第二十七條中「児童を鑑別した」を「児童の判定をした」に改める。

第二十八條を次のように改める。

第二十八條　法第二十二條、第二十三條本文、第二十四條本文、第二十五條の二第二号、第二十六條第一項第二号又は第二十七條第一項第二号若しくは第三号の措置をとる権限を有する者は、適当と認めたときは、いつでも、当該措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更することができる。

第二十八條の二　法第二十二條、第二十三條本文、第二十四條本文又は第二十七條第一項第三号の措置をとる権限を有する者が、前條の規定による措置をとる場合においては、その者の保護に当つている児童福祉施設の長の意見を参考としなければならない。

第二十九條中「児童を鑑別した」を「児童の判定をした」に改める。

第三十條を次のように改める。

第三十條　法第二十七條第一項第三号の規定による里親又は保護受託者になることを希望する者は、居住地を管轄する児童相談所又は福祉事務所を経て、都道府県知事に、その旨を申し出なければならない。

前項の申出を受理した児童相談所長又は福祉事務所長は、児童福祉司、社会福祉主事又は児童委員をして、その申し出た者の家庭等の状況が里親又は保護受託者として適当であるかどうか等につき、必要な調査をさせ、意見を附して、これを都道府県知事に進達しなければならない。

前項の場合において、福祉事務所長が都道府県知事に進達するときは、児童相談所長を経なければならない。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條　第二十條から第二十二條まで、第二十五條第一項、第二十六條第一項第二号及び第二十七條第一項第三号の規定による措置又は保護受託者に関する事務は、児童福祉司に行わせるものとする。

第三十一條の二　都道府県知事は、児童を里親又は保護受託者に委託する措置をとつた場合には、児童相談所長を経なければならない。

第三十一條中「履歴」の下に「、職業」を、「里親登録簿」の下に「又は保護受託者登録簿」を加え、同條の次に次の一條を加える。

第三十一條の二　都道府県知事は、児童を里親又は保護受託者に委託する措置をとつた場合には、児童相談所長を経なければならない。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條　第二十條から第二十二條まで、第二十五條第一項、第二十六條本文及び第二十七條の規定は、法第二十七條第一項第三号の規定により、児童を里親又は保護受託者に委託した場合に、これを準用する。

第三十三條中「前三條」を「前四條」に改め、「里親登録簿」の下に「及び保護受託者登録簿」を、「里親」の下に「及び保護受託者」を加える。

第三十四條中「別表第四号様式」を「別表第五号様式」に改める。

第三十四條の二中「別表第五号様式」を「別表第六号様式」に改める。

第三十四條の四中「別表第六号様式」を「別表第七号様式」に改める。

第三十七條第一項第三号の次に次の一号を加え、同條第三項中「第一項第一号から第三号まで」を「第一項第一号から第三号の二まで」に改める。

三の二　経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴

第三十九條を次のように改める。

第三十九條　法第四十七條第一項但書の規定により、児童福祉施設の長が、縁組の承諾をしようとするときは、左に掲げる事項を具し、当該児童につき判定をした児童相談所長を経て、措置をした都道府県知事に、許可の申請をしなければならない。

一　養子にしようとする児童の本籍、氏名、年令及び性別

二　養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年令、性別及び職業

三　前号の者の家庭の状況

四　縁組を適当とする理由

五　第一号及び第二号の者の戸籍謄本

六　その他必要と認める事項

都道府県知事は、前項の申請を受理したときは、当該縁組が適当であるかどうかを調査して、速やかに、許否の決定を行い、且つ、その旨を書面をもつて通知しなければならない。

第三十九條の次に次の七條を加える。

第三十九條の二　厚生大臣は、左の各号に該当する学校又は施設に限り、児童福祉法施行令(以下令という。)第十三條第一項第一号の指定をする。

一　入所資格を有する者は、学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であること。

二　修業年限は、二年以上であること。

三　厚生大臣の定める必修科目及び授業時数を有すること。

四　保母の養成に適当な建物及び設備を有すること。

五　学生の定員は、百人以上とし、一学級につき五十人以下であること。

六　専任の教員は、おおむね、学生数四十人につき一人以上を置くものであること。

七　管理及び維持の方法が確実であること。

厚生大臣は、前項第一号に規定する者の外、満十八歳以上の女子であつて児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者に入所資格を與える学校又は施設につき、当該学校又は施設が同項各号（第一号を除く。）に該当する場合に限り、同項第一号の規定にかかわらず、令第十三條第一項第一号の指定をすることができる。

第三十九條の三　前條第一項又は第二項に該当する学校又は施設が、令第十三條第一項第一号の指定を受けようとする場合においては、当該学校又は施設の設置者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を、設置者が都道府県である場合は直接、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て、厚生大臣に提出しなければならない。

一　設置者の氏名又は名称及び住所
二　新たに成しようとする職員の種類
三　名称及び位置
四　学則
五　入所資格
六　修業学科目及び配当時間数
七　試験方法及び課程修了の認定方法
八　学生の定員
九　現在の学生数
十　学校又は施設の長の氏名及び履歴
十一　教員の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
十二　建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
十三　実習に利用する施設の名称及び利用の概要
十四　維持経営の方法
十五　当該年度経費収支予算の細目
十六　設置者が地方公共団体以外のときは、設置者の履歴及び資産状況
十七　設置者が法人又は団体のときは、定款、寄附行為その他の規約

前項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該学校又は施設の設置者は、前項の例により、厚生大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

第一項第三号、第四号、第十号から第十三号まで及び第十七号に掲げる事項に変更があつたときは、当該学校又は施設の設置者は、第一項の例により変更のあつた日から起算して一箇月以内に、厚生大臣に届け出なければならない。

第三十九條の四　法第十一條の二第一号並びに児童福祉施設最低基準第四十四條第一号、第六十九條第一号及び第九十九條第一号の指定を受けようとする場合においては、学校又は施設の設置者は、前條第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を同條同項の例により厚生大臣に提出しなければならない。

前條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により厚生大臣の指定があつた学校又は施設について、これを準用する。

第三十九條の五　厚生大臣の指定を受けた学校又は施設（以下指定施設という。）の長は、毎学年開始後三箇月以内に左の各号に掲げる事項を、当該指定施設の設置者が都道府県である場合は直接、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設所在地の都道府県知事を経て、厚生大臣に報告しなければならない。

一　前学年度卒業者数及びその卒業者の就職状況
二　前年度における経営の状況及び収支決算の細目
三　前学年度教授科目別時間数及び実習の実施状況
四　前学年度における教員の移動
五　学生の現在数

第三十九條の六　厚生大臣は、指定施設の長に対し、教育方法、設備その他の内容に関し必要な報告を求め、又は必要な指導をすることができる。

第三十九條の七　厚生大臣は、令第十三條第一項第一号の指定をした学校又は施設につき、第三十九條の二第一項又は第二項の規定に該当しなくなつたとき、又は前條に規定する指導に従わないときは、その指定を取り消すことができる。

第三十九條の八　指定施設の設置者は、指定の取消を求めようとするときは、左の各号に掲げる事項を具し、第三十九條の三第二項の例により、学年の開始二箇月前までに、厚生大臣に指定の取消を申請しなければならない。

一　その指定施設をやめようとする理由
二　入所している学生の処置
三　その指定施設をやめようとする年月日

第四十一條　保母試験は、左の科目について、これを行う。

一　社会福祉事業一般
二　児童福祉事業概論
三　児童心理学及び精神衛生
四　保健衛生学及び生理学
五　看護学及び実習
六　栄養学及び実習
七　保育理論
八　保育実習

第四十一條の二に次の二項を加える。

都道府県知事は、現に六箇月以上児童福祉施設において児童の保護に従事している者については、その者の願により、前條第八号に規定する科目の受験を免除することができる。

都道府県知事は、前條第一号から第七号までに規定する科目に合格した者が、都道府県知事の指定する児童福祉施設において、三箇月以上児童の保護につき実地に習練するときは、その習練の修了したときに、前條第八号に規定する科目に合格したものとみなすことができる。

第四十一條の三中「前條」を「前條第一項から第三項まで」に、「前條第一項又は第二項」を「前條第一項、第二項又は第三項」に改める。

第四十三條の二第一項中「別表第七号様式」を「別表第八号様式」に改め、同條第二項中「別表第八号様式」を「別表第九号様式」に改める。

第四十九條　削除

第五十條を削り、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　雑則

第五十條　町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この省令の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

第五十五條中「第四十條第一号」を「第三十九條の二第一項第一号及び第四十條第一号」に改める。

別表中「第八号様式」を「第九号様式」に、「第七号様式」を「第八号様式」に、「第六号様式」を「第七号様式」に、「第五号様式」を「第六号様式」に、「第四号様式」を「第五号様式」に改め、同様式の前に次の様式を加える。

第四号様式

（表）

| 第　号 身体障害児童補装具等交付修理券 | | |

昭26.10.19. 第7435号

第三号様式（車台番号・原動機番号打刻報告書）

車台番号・原動機番号打刻報告書

運輸大臣　　殿

昭和　年　月　日

報告者の氏名又は名称及び印

住所

昭和　暦年度分

	車台又は原動機の名称及び型式	指定された打刻様式	始番号 番号	始番号 打刻月日	終番号 番号	終番号 打刻月日	打刻をした事業場の名称及び所在地	備考
○	車台							
○	原動機							

（日本標準規格B列5番型）

第四号様式（自動車登録番号標交付実績報告書）

自動車登録番号標交付実績報告書

陸運局長　　殿

昭和　年　月　日

報告者の氏名又は名称及び印

住所

昭和　年度第　半期分

	業務の範囲	○○県	○○自動車	
○	自動車登録番号標交付枚数	種別	事業用	自家用
		普通自動車 貨物		
		普通自動車 乗車定員十一名以上の乗用		
		普通自動車 乗車定員十名以下の乗用		
		普通自動車 特種用途		
○		小型自動車 四輪貨物		
		小型自動車 四輪乗用		
		小型自動車 三輪貨物		
		小型自動車 三輪乗用		
		小型自動車 特種用途		
		軽自動車及び二輪の小型自動車		
		特殊自動車		
	備考			

（日本標準規格B列5番型）

備考　北海道にあつては、「業務の範囲」欄の○○県は、○○陸運事務所の管轄区域とする。

第二号様式（優良自動車整備事業者状況報告書）

優良自動車整備事業者状況報告書

運輸大臣　　殿

昭和　年　月　日

報告者の氏名又は名称及び印

住所

認定の種類

昭和　年度第　半期分

§ 1. 従業員数

区分	事務員	工員	技術員	合計	整備士 1級	2級	3級	上級	初級	計
当期末現在員数										
前期末に対する増減										

§ 2. 整備実績

整備種別		車種	普通車 貨物	普通車 乗合	普通車 乗用	小計	小型四輪車 貨物	小型四輪車 乗用	三輪車	二輪車	小計	軽自動車	特殊車	合計	電気車(内)	ジーゼル車(内)
			台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
当期実績	解体整備	原動機														
		シヤシ														
	大修理															
	中修理															
	小修理															
	計															
前期に対する増減	解体整備	原動機														
		シヤシ														
	大修理															
	中修理															
	小修理															
	計															

§ 3. その他

（日本標準規格A列4番型）

備考
1. 増減数は、それぞれ(+)(−)を附して記入すること。
2. その他欄には、次の事項を記入すること。
   イ　増減数の著るしい場合は、その理由
   ロ　認定規則に届出を規定されていない事項のうち、主なもの
3. 大、中、小修理の別は、その整備に要した人工により、下記のごとく区分すること。
   普通車の場合は、30人工以上を大修理、10人工以上を中修理、1人工以上を小修理とし、小型四輪車は、各々これらの½、小型二、三輪車は、⅓とする。

昭26.10.19. 第7435号

告　示

◉**電波監理委員会告示第千七百九号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十月十九日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月五日　第一一一〇号
二　免許人の名称　東京芝浦電気株式会社
三　無線局の種別　実験局
四　無線局の目的　長距離中継回線用極超短波時分割多重電話の研究のため、実験を行う。
五　通信の相手方　免許人所属の小向実験局
六　通信事項　実験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年十月四日
八　設置場所　川崎市堀川町七二番地　東経一三九度四二分　北緯三五度三二分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2V　P三f　(注一)三、九五〇Mc　マグネトロン発振　クライストロン発振　特殊　(注二)二〇W及び五W
(注一)二〇Wはマグネトロン発振、五Wはクライストロン発振の場合とする。
(注二)二〇Wはマグネトロン発振、五Wはクライストロン発振の場合とする。
十　空中線の型式及び構成　電磁ホーン及びメタルレンズ付ホーン
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第千七百十号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十月十九日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月五日　第一一一一号
二　免許人の名称　東京芝浦電気株式会社
三　無線局の種別　実験局
四　無線局の目的　長距離中継回線用極超短波時分割多重電話の研究のため、実験を行う。
五　通信の相手方　免許人所属の堀川実験局
六　通信事項　実験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年十月四日
八　設置場所　川崎市小向字中原耕地五六七　東経一三九度四一分　北緯三五度三三分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力　JJ2W　P三f　(注)四、〇五〇Mc　クライストロン発振　特殊　〇・二W
(注)周波数帯幅の許容値は六Mcとする。
十　空中線の型式及び構成　電磁ホーン
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第千七百十一号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十月十九日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十月六日　第一一一二号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　水防業務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　建設省所属大間々固定局
六　通信事項　1.渡良瀬川流域における改修、砂防及び堰堤工事に関する事項
2.洪水に関する通報
3.洪水に伴う災害対策に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年一月三十日
八　設置場所　群馬県山田郡大間々町大字大間々一二〇三番地　東経一三九度一七分　北緯三六度二六分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力　JQY—71　(注)AA一　一、九八〇、四八五、二〇〇kc　水晶発振　三〇W
十　空中線の型式及び構成　逆L型、單條
十一　運用許容時間　常時
十二　その他　(注)の周波数の使用は、晝間に限る。

◉**電波監理委員会告示第千七百十二号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十月十九日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月四日　第六〇四五号
二　免許人の名称　株式会社ラジオ九州
三　無線局の目的　放送局
四　無線局の種別　標準放送業務(全時間)を行う。
五　放送事項　報道、社会、教養、宗教、音楽、演芸娯楽、スポーツ、スポットアナウンスによる広告
六　放送区域　福岡県、佐賀県、長崎県の一部、山口県の一部
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　送信所　福岡県糟屋郡大川村大字長者原字中の原五二番地　東経一三〇度二八分　北緯三三度三七分　演奏所　福岡市渡辺通り二丁目三五番地
九　呼出符号、呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JOFR　らじおきゅうしゅう　A三　一、二九〇kc　水晶発振　終段陽極変調　五KW
十　空中線の型式及び構成　垂直型二基(指向性)
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第千七百十三号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十月十九日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十月二日　第一二〇一号
二　承認を受けた者　建設省
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　水防業務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　建設省所属大間々固定局
六　通信事項　警察事務に使用するため、固定業務(送信のみに限る。)の実用化試験を行う。
札幌、仙台、大阪、広島及び福岡の各警察管区本部に設置する受信設備
1.警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十月五日
八　設置場所　東京都中野区囲町　東経一三九度三九分　北緯三五度四二分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JPA　(注一、二)F四　三、二七〇kc　七、五六〇kc　(注一)、(注二)F四　一〇、二八〇kc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇〇W　JPA—2　JPA—3　(注一、二)F四
十　空中線の型式及び構成　ダブレット、Y型
十一　運用許容時間　常時
(注一)の周波数の周波数帯幅は、二kc以内とする。
(注二)の周波数の使用は、夜間に限る。
(注三)の周波数の使用は、晝間に限る。

◉**電波監理委員会告示第千七百十二号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十月十九日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月四日　第六〇四五号
二　免許人の名称　株式会社ラジオ九州
三　無線局の種別　放送局
四　無線局の目的　標準放送業務(全時間)を行う。
五　放送事項　報道、社会、教養、宗教、音楽、演芸娯楽、スポーツ、スポットアナウンスによる広告
六　放送区域　福岡県、佐賀県、長崎県の一部、山口県の一部
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　送信所　福岡県糟屋郡大川村大字長者原字中の原五二番地　東経一三〇度二八分　北緯三三度三七分　演奏所　福岡市渡辺通り二丁目三五番地
九　呼出符号、呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JOFR　らじおきゅうしゅう　A三　一、二九〇kc　水晶発振　終段陽極変調　五KW
十　空中線の型式及び構成　垂直型二基(指向性)
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第千七百十三号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十月十九日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十月二日　第一二〇一号
二　承認を受けた者　建設省
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　水防業務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　建設省所属大間々固定局

六　通信事項　1.渡良瀬川流域における改修、砂防及び堰堤工事に関する事項
2.洪水に関する通報
3.洪水に伴う災害対策に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　栃木県上都賀郡足尾町字間々　東経一三九度二七分　北緯三六度四〇分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　あしお　A三　二、九一〇kc　水晶発振　終段陽極変調　八W
十　空中線の型式及び構成　單條
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第千七百十四号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十月十九日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十月二日　第一二〇二号
二　承認を受けた者　建設省
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　水防業務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　建設省所属足尾固定局
六　通信事項　1.渡良瀬川流域における改修、砂防及び堰堤工事に関する事項
2.洪水に関する通報
3.洪水に伴う災害対策に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年一月三十日
八　設置場所　群馬県山田郡大間々町大字大間々一二〇三番地　東経一三九度一七分　北緯三六度二六分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　おおまま　A三　二、九二〇kc　水晶発振　終段陽極変調　八W
十　空中線の型式及び構成　單條
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第千七百十五号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十月十九日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十月六日　第八〇二六号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の応急用の各基地局及び各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十六年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　可搬
移動範囲　全国一円
常置場所　日南市飫肥町大字板敷八二七番地ロ号　東経一三一度二一分　北緯三一度三七分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力　JQN—28　(注)AA一　一、九八〇、五、三三五、四、二〇〇kc　水晶発振　一五W
十　空中線の型式及び構成　逆L型、單條
十一　運用許容時間　応急の場合運用を必要とする時間
十二　その他　(注)の周波数の使用は、晝間に限る。

◉**電波監理委員会告示第千七百十七号**

べにづる無線局の周波数、電波の型式、空中線電力及び変調方式は、昭和二十六年七月十七日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六一八三号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　べにづる(主たる停泊港　鹿児島)
九　呼出符号及び呼出名称　JILF　べにづる

七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　可搬
移動範囲　全国一円
常置場所　徳島市西三條南七丁目　東経一四三度一二分　北緯四三度五五分

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

	A一、A二	三七五			
		四二五			
		四六八			
		五〇七			
		五八〇			
A一、A二、A三		六一〇			
		六二〇			
		八九六			
		二〇五			
		二四〇			
		六五〇			
		kc			
		水晶発振	終段抑制格子変調	A一	一二五
A一				A二	五〇
A三				A三	WWW

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第千七百十八号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十月十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年六月一日　第五〇一八号
二　免許人の名称　白洋漁業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第二龍才丸（主たる停泊港　室戸）
九　呼出名称　だいにりゅうさいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三		一、六一〇	kc	水晶発振	終段抑制格子変調	二五W
		一、六二〇	kc			

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第千七百十九号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十月十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年十一月一日　第五〇一九号
二　免許人の氏名　宮田隆次
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第三高取丸（主たる停泊港　室戸）
九　呼出符号及び呼出名称　JILP　だいさんたかとりまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二		一、五一〇	kc	主発振	リップル変調	A一、A二　五〇W
		一、五八〇	kc	水晶発振	終段抑制格子変調	A三　二五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第千七百二十号**

いすず無線局にレーダーの設備を、昭和二十六年六月十九日設置した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年六月十四日　第一五〇二号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局　同所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年六月十三日
八　設置場所　いすず（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号及び呼出名称　JBAG　いすず
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

	A一、A二	三七五				
		四二五				
		四六八				
		五〇七				
		五八〇				
		六一〇				
		六二〇				
		八九六				
		二〇五				
		二四〇				
		六五〇				
		kc				
主装置 A一				第一、第二装置水晶発振	第一、第二装置終段抑制格子変調	A一、A二　一二五W
A三						A三　三〇W

特殊設備　レーダー
P〇　九、三七三Mc　マグネトロン発振　八KW

十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、傾斜型、回転反射鏡付電磁ホーン
十二　運用許容時間　常時
十三　その他　レーダーの周波数帯域幅を九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまでに制限する。

◉**電波監理委員会告示第千七百二十一号**

糸崎丸無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年五月十日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一五一三号
二　免許人の名称　北星海運株式会社

三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、免許人所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　糸崎丸（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号　JITC
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

	A一、A二	三七五			
		四二五			
		四六八			
		五〇〇			
		kc			
		主発振	A二	リップル変調	A一、A二　五〇W

十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第千七百二十二号**

栄順丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年四月二十八日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一四二八号
二　免許人の名称　東邦海運株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、免許人所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　栄順丸（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号　JNJN
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

	A一、A二	三七五			
		四〇〇			
		四二五			
		四六八			
		五〇〇			
		kc			
主装置 A一				水晶発振	リップル変調	二五〇W
補助装置 A一、A二				水晶発振	リップル変調	五〇W

十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　十六時間

◉**電波監理委員会告示第千七百二十三号**

赤城丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年三月二十五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一四八三号
二　免許人の名称　日本冷蔵株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　赤城丸（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号　JRJE
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

	A一、A二	三七五			
		四〇〇			
		四二五			
		四六八			
		五〇〇			
		五七〇			
		五八〇			
		六一〇			
		六二〇			
		八九六			
		二〇五			
		二四〇			
		六五〇			
		kc			
主装置 A一				水晶発振	リップル変調	二五〇W
補助装置 A一、A二				水晶発振	リップル変調	五〇W

十一　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時

◉**法務府告示第四百二十号**

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十月十九日

法務総裁　大橋　武夫

本籍　熊本県上益城郡乙女村大字世持三百四十四番地
住所　熊本県熊本市黒髪町坪井千八百七十七番地　池田　稔

本籍　東京都江東区深川平久町二丁目三番地一
住所　東京都江東区深川佐賀町一丁目二十四番地　武藤　慶子

昭和二十四年八月二十日生

本籍　岡山県吉備郡大井村大字大井二千五百七十三番地
住所　大阪府泉北郡高石町新三百十三番地　畑　千恵子

大正四年四月二十五日生

本籍　東京都港区麻布本村町十六番地
住所　兵庫県神戸市東灘区住吉町新堂五十三番地の一　月野　光（ミツ）

昭和九年三月十七日生

◉**法務府告示第四百二十一号**

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十月十九日

法務総裁　大橋　武夫

本籍　鹿児島県姶良郡加治木町木田三千九百八番地
住所　アメリカ合衆国カリフォルニア州オークランド市コントラ・コースタ街六千二百一　梅木　フミ

昭和四年七月八日生

本籍　福岡県築上郡西角田村大字上り松四百七十七番地
住所　アメリカ合衆国カリフォルニア州アラメダ郡ヘーワード街ヘスペリアン二千六百二十六　南　進一

明治四十四年十一月二十五日生

本籍　広島県安佐郡深川村大字下深川三百四十六番地
住所　アメリカ合衆国カリフォルニア州バークレー市ケーンス街千三百三十五　杉原　譲造

大正五年一月十四日生

本籍　高知県安芸郡羽根村乙千三百三十八番地
住所　アメリカ合衆国カリフォルニア州サンマテオ郡レッドウード市セントフランシス街千四百二十七　檜垣　治己（ハルミ）

大正九年八月二十九日生

檜垣　壽一

大正十一年一月九日生

◉**大蔵省告示第千五百一号**

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第五條第三項及び第五條の二第四項の規定に基き、同法第五條第一項に規定する事業の種類並びに同法第五條の二第一項に規定する法人の事業及び同條第三項に規定する自由職業の種類を次のように定める。

昭和二十六年十月十九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　第五條第一項に規定する事業

(1)　金属鉱業、れき青炭採掘業、硫黄採掘業、原油及び天然ガス生産業並びに石油精製業

(2)　化学繊維製造業、バルブ製造業及び染色整理業

(3)　無機工業薬品製造業、有機工業薬品製造業並びに無機及び有機合成医薬品製造業

(4)　生物学的医薬品製造業並びに無機及び有機合成医薬品製造業

(5)　ペイント、ワニス、ラッカー、漆及びエナメル製造業

(6)　カーボンブラツク製造業

(7)　コークス及び副産物製造業

(8)　タイヤ及びチューブ製造業

(9)　板ガラス製造業、セメント製造業及び耐火物製造業

(10)　製鉄製鋼及び圧延業、鉄鋼鋳造業及び鉄鋼伸線業

(11)　非鉄金属の第一次製錬及び精錬業並びにアルミニウムの圧延伸線及び合金製造業

(12)　製かん工場製品製造業及びネジ製造専用機械による製品製造業

(13)　建設及び鉱山用機械設備製造業、エンジン及びタービン製造業、工作機械製造業、金属加工機械製造業、繊維機械製造業、バルブ製造機械及び装置製造業、ポンプ、空気及びガス圧縮機並びにポンプ装置製造業、化学製品製造加工機械製造業並びに工業窯及び炉製造業

(14)　遠心分離機製造業、計算器及び金銭登録器製造業、タイプライター製造業、温湿度調整装置製造業並びにけい光燈製造業

(15)　絶縁電線及び電らん製造業、通信機械器具及び関連機械器具製造業、蓄電池製造業

(16)　発電、送電、配電及び産業用電気機械器具製造業

(17)　レントゲン及び治療器具並びにラジオ真空管以外の電子管製造業

(18)　自動車製造業、産業用トラツク及びトラクター、トレーラー（無限軌道付トラクターを除く。）並びにスタツカー製造業並びに鉄道車りよう製造業

(19)　鋼船製造及び修理業

(20)　機械的測定及び制ぎよ機械器具製造業並びに計盤製造業

(21)　光学機械器具及びレンズ製造業

(22)　電気業

二　第五條の二第一項に規定する法人の事業及び同條第三項に規定する自由職業

(1)　銀行業

(2)　保険業

(3)　航空運輸業

(4)　新聞業及びニュース供給業

(5)　弁護士業

(6)　公認会計士業

(7)　技術顧問業（投資の相談その他経済事情の調査紹介を業とするものを含む。）

(8)　弁理士業

◉**大蔵省告示第千五百二号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、宮崎無盡第七回福栄定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月十九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　宮崎無盡第七回福栄定期預金

二　條　件

(一)　契約期間　一年

(二)　預入金額　一口千円

(三)　利　息　付けない。

昭和二十六年十月二十日から同年十一月二十五日まで。

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権六万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数
特等	一
一等	一〇〇、〇〇〇円
二等	一〇、〇〇〇
三等	一、〇〇〇
四等	一〇〇
五等	一、二四〇
計	一、二一〇

抽せん期日　昭和二十六年十二月十日

◉**大蔵省告示第千五百三号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、仲多度郡農協第八回共栄割増定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月十九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　仲多度郡農協第八回共栄割増定期貯金

二　條　件

(一)　契約期間　一年

(二)　預入金額　一口千円

(三)　利　息　付けない。

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数
一等	一〇〇、〇〇〇円
二等	一、〇〇〇
三等	二五〇

四等	一、〇〇〇
五等	八、八八九
計	一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十六年十二月十日

六　掛せん開始期日　昭和二十六年十二月十日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千五百四号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、瀬戸市信用組合第十一回割増金附ニコニコ定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月十九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　瀬戸市信用組合第十一回割増金附ニコニコ定期貯金

二　條　件

(一)　契約期間　六月

(二)　預入金額　一口千円

(三)　利　息　付けない。

昭和二十六年十月二十日から同年十一月三十日まで。

三　取扱の時期

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各三組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金当せんの数
特賞	一木
一等	二
二等	三
三等	一二
四等	一〇〇
五等	一二〇
計	三三〇

抽せん期日　昭和二十六年十二月十日

◉**大蔵省告示第千五百五号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、網走信用組合第五回たのしみ定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十六年十月十九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　網走信用組合第五回たのしみ定期積金

二　條　件

(一)　契約期間　一年

(二)　給付金額　一口六千円

(三)　掛金の金額及び回数　五百円　十二回

(四)　抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。第一回の抽せんは、第六回までの掛金拂込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金拂込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。

三　取扱の時期　昭和二十六年十月二十日から同年十一月三十日まで。

等級	割増金当せんの数
一等	一木
二等	二
三等	三
四等	一〇
五等	一〇〇
六等	三〇
計	一、〇〇〇

抽せん期日　第一回抽せん　昭和二十七年五月十日

第二回抽せん　昭和二十七年十一月十日

六　掛開始期日　当せん決定後五日を経過した日

◉**農林省告示第三百七十号**

食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百十号）第四條第二項の規定に基き、昭和二十二年農林省告示第百九十六号（食糧管理法の施行に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十月十九日

農林大臣　根本龍太郎

四の(ハ)主要食糧選択購入切符(ロ)一食券、(ホ)三食券及び(ヘ)六食券の裏面の様式中注意事項の欄7.の次に8.として次のように加える。

8.　本券は、表記の有効期間の記載にかかわらず、小売販売業者、製造販売業者又は卸売販売業者が当該業務のために使用する場合は、小売販売業者にあつては昭和二十六年十一月十日まで、製造販売業者にあつては同月二十日まで、卸売販売業者にあつては同月三十日まで有効です。

附　則

改正前の四の(ハ)の様式による主要食糧選択購入切符は、改正後の様式のとおり更生されているものとみなす。

◉**通商産業省告示第二百五十六号**

昭和二十六年八月一日通商産業省告示第百九十九号（鉱山坑内用品の検定手数料等を定める件）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十月十九日

通商産業大臣　高橋龍太郎

一の9中「ハ　炭酸ガス検定器一件につき一、五〇〇円」を「ハ　炭酸ガス検定器（検知管式を除く。）一件につき一、五〇〇円」に改め、ニからヘまでをそれぞれホからトまでとし、ハの次に次の一号を加える。

ニ　検知管式炭酸ガス検定器　一件につき　七、〇〇〇円

◉**運輸省告示第二百五十四号**

造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第七條の規定により、鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業を営む者は、次に掲げる財務諸表準則によることを勧告する。

昭和二十六年十月十九日

運輸大臣　山崎　猛

造船業財務諸表準則

目次

第一章　総則（第一條―第三條）

第二章　貸借対照表

第一節　総則（第四條―第七條）

第二節　資産

第一款　流動資産（第八條―第十九條）

固定資産（第二十條―第四十六條）

第二款

第三款　繰延勘定（第四十七條―第五十六條）

第三章　損益計算書

第一節　総則（第八十九條）

第二節　損益計算書

第一款　総則（第九十條―第九十二條）

第二款　売上高及び売上原価（第九十三條―第九十六條）

第三款　一般管理費及び販売費（第九十七條―第九十八條）

第四款　営業外収益及び営業外費用（第九十九條―第百十四條）

第三節　売上原価明細表（第百十五條―第百二十六條）

第四章　剰余金計算書及び欠損金計算書

第一節　総則（第百二十七條―第百二十九條）

第二節　利益剰余金及び欠損金（第百三十條―第百三十五條）

第三節　資本剰余金（第百三十六條―第百三十九條）

第四節　雑則（第百四十條―第百四十一條）

第五章　剰余金処分計算書及び欠損金処理計算書

第一節　総則（第百四十二條―第百四十三條）

第二節　雑則（第百四十四條―第百五十五條）

第三章　損益計算書

第一節　総則（第八十九條）

第二節　損益計算書

第一款　総則（第九十條―第九十二條）

第二款　売上高及び売上原価（第九十三條―第九十六條）

第三款　一般管理費及び販売費（第九十七條―第九十八條）

第四款　営業外収益及び営業外費用（第九十九條―第百十四條）

第三節　売上原価明細表（第百十五條―第百二十六條）

第四章　剰余金計算書及び欠損金計算書

第一節　総則（第百二十七條―第百二十九條）

第二節　利益剰余金及び欠損金（第百三十條―第百三十五條）

第三節　資本剰余金（第百三十六條―第百三十九條）

第四節　雑則（第百四十條―第百四十一條）

第五章　剰余金処分計算書及び欠損金処理計算書

第一節　総則（第百四十二條―第百四十三條）

第二節　雑則（第百四十四條―第百五十五條）

第三章　損益計算書

第一節　総則（第八十九條）

第二節　損益計算書

第一款　総則（第九十條―第九十二條）

第二款　売上高及び売上原価（第九十三條―第九十六條）

第三款　一般管理費及び販売費（第九十七條―第九十八條）

第四款　営業外収益及び営業外費用（第九十九條―第百十四條）

第三節　売上原価明細表（第百十五條―第百二十六條）

第四章　剰余金計算書及び欠損金計算書

第一節　総則（第百二十七條―第百二十九條）

第二節　利益剰余金及び欠損金（第百三十條―第百三十五條）

第三節　資本剰余金（第百三十六條―第百三十九條）

第四節　雑則（第百四十條―第百四十一條）

第五章　剰余金処分計算書及び欠損金処理計算書

第一節　総則（第百四十二條―第百四十三條）

第二節　雑則（第百四十四條―第百五十五條）

第二節　剰余金処分計算書（第百六十四條―第百六十七條）

第三節　欠損金処理計算書（第百六十八條―第百七十條）

第六章　附属明細表（第百七十一條―第百七十五條）

附則

第一章　総則

第一條　この準則は、鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業を営む株式会社（以下「鋼船製造業者」という。）が、証券取引法の規定により、証券取引委員会並びに証券取引所へ提出する貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書、欠損金計算書、剰余金処分計算書、欠損金処理計算書及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法について定める。

第二條　財務諸表の用語、様式及び作成方法は、左に掲げる基準に適合するようにするものとする。但し、第三号及び第四号に掲げる基準に適合できない正当な理由がある場合においては、このかぎりでない。

一　財政状態及び経営成績に関する真実の内容を表示すること。

二　利害関係人に対して財政及び経営の状況に関する判断を誤らせないために必要な会計事実を明りょうに表示すること。

三　会計処理の原則及び手続については、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用されていること。

四　その他運輸大臣が一般に公正妥当であると認める会計基準

2　前項但書に該当する場合においては、当該財務諸表にその旨及び理由を注記するものとする。

第三條　財務諸表の科目の金額は、千円以下の単位をもつて表示するものとする。

第二章　貸借対照表

第一節　総則

第四條　第一條の貸借対照表の様式及びその記載方法は、この章の規定の定めるところによる。

第五條　貸借対照表の様式は、報告式とし第一号表の例による。

第六條　資産、負債及び資本の科目の配列は、流動性配列法による。

第七條　資産、負債及び資本は、左に掲げる科目に分類し、この章の規定に基いて会社の定めた科目に従い、さらにこれを細分して記載する。

一　資産
　流動資産
　固定資産
　　有形固定資産
　　無形固定資産
　　投資
　繰延勘定

二　負債
　流動負債
　固定負債

三　資本
　資本金
　資本剰余金
　利益剰余金又は欠損金

第二節　資産

第一款　流動資産

第八條　流動資産は、左に掲げる科目に区分して記載する。但し、会社が一時的に所有する自己の株式については、自己株式の科目をもつて別に掲記する。

一　現金預金
二　受取手形
三　売掛金
四　有価証券
五　原材料及び貯蔵品
六　前拂金
七　半成工事
八　前拂費用
九　その他の流動資産

2　前項各号に掲げる科目で別の名称によつて表示することが適当であるものについては、当該資産を示す別の名称を附した科目をもつて記載することができる。

第九條　現金預金の科目には、現金、当座預金、振替貯金、定期預金等の金額を記載する。但し、一年以内に期限の到来しない預金を除く。

第十條　受取手形の科目には、得意先より受け取るべき手形上の債権の金額を記載する。但し、金融手形を除く。

2　受取手形を割引に附したときは、当該手形の金額を受取手形の科目から除き、脚注に受取手形割引高として注記する。

第十一條　売掛金の科目には、売上代金の未収額その他営業上の未収額を記載する。但し、関係会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十條第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に対するものを除く。

第十二條　有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第一項に規定する有価証券並びに拂込領収証及び申込証拠金領収証をいう。以下同じ。）の科目には、市場性のあるものであつて、一時的に所有する有価証券の価額を記載する。但し、関係会社の発行に係るものを除く。

第十三條　原材料及び貯蔵品の科目には、原料、材料、消耗工具、器具、備品又はその他の貯蔵品の価額を記載する。

2　自製部分品、購入部分品又は作業屑の価額は、原材料及び貯蔵品に含めて記載する。

第十四條　前拂金の科目には、原材料及び貯蔵品購入代、外注加工賃及び請負工事代等に対する前拂金額を記載する。但し、関係会社に対するもの及び第三十條第二項に規定する前拂金を除く。

第十五條　半成工事の科目には、受注工事又は自製部分品の製造のため仕掛中のものの価額を記載する。

2　引渡しを完了した受注工事であつて、原価締切未済又は売上金額が未決定のものの価額は、半成工事に含めて記載する。

3　前項の半成工事については、その内容を脚注に注記する。

第十六條　前拂費用の科目には、前拂保険料、前拂賃借料等のうち、一年内に償却されて費用となるべきものを記載する。但し、関係会社に対するものを除く。

第十七條　その他の流動資産の科目には、短期貸付金、金融手形、立替金、未収入金等の資産で、当該事業の通常の取引において一年内に現金化できると認められるもの又は仮拂金その他の未決算勘定の金額を記載する。

2　売掛金、第十四條に規定する前拂金若しくは前條に規定する前拂費用のうち、関係会社に対するもの及び未収収益は、その他の流動資産に属するものとする。但し、関係会社に対する前拂金で第二項の規定に該当するものは建設仮勘定に含めて記載する。

3　第二項のその他の流動資産のうち、左の各号に掲げる資産で、その金額が流動資産の総額の百分の五（第五号のその他の資産については、各資産の種類ごとにその金額が流動資産の総額の百分の五）を超えるものについては、それぞれ当該各号において示した科目をもつて掲記する。

（資産の種類）　（科目）

一　株主、役員若しくは従業員に対する立替金　株主、役員若しくは従業員に対する立替金

二　関係会社に対する売掛金、前拂費用若しくはその他の短期債権　関係会社短期債権

三　短期貸付金又は金融手形　短期貸付金

四　未収収益　未収収益

五　その他の資産　当該資産を明示する名称を附した科目

4　前項の場合には、第八條第二項の規定を準用する。

第十八條　受注工事以外のもので市場生産を行う製品がある場合に、その完成品又は仕掛品（製品又は部分品の生産のため現に仕掛中のものをいう。）は、その他の流動資産に属するものとする。

2　前項に規定する完成品の価額は、製品の科目をもつて、又仕掛品の価額は、仕掛品の科目をもつて別に掲記する。

第十九條　受取手形、売掛金、前拂金、短期貸付金又はこれらに準ずる債権に対する貸倒見積高は、これらの資産に対する控除科目として、貸倒引当金の科目をもつて掲記する。

第二款　固定資産

第二十條　有形固定資産は、左に掲げる科目に区分して記載する。

一　建物
二　構築物
三　船きよ船台
四　機械装置
五　船舶
六　車両運搬具
七　工具器具備品
八　土地
九　建設仮勘定
十　その他の有形固定資産

2　前項の場合には、第八條第二項の規定を準用する。

第二十一條　建物の科目には、建物及び塗房、照明、通風等の附属設備の価額を記載する。

第二十二條　構築物の科目には、岸壁、さん橋、橋、軌道、貯水池、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物の価額を記載する。

第二十三條　船きよ船台の科目には、乾ドック、浮ドック、船台又は船架の価額を記載する。

第二十四條　機械装置の科目には、機械及び装置（コンベヤ、ホイスト、ガントリークレーン又はその他の起重機等の搬送若しくは揚卸設備を含む。）並びにその他の附属設備の価額を記載する。

第二十五條　船舶の科目には、船舶及び水上運搬具の価額を記載する。

第二十六條　車両運搬具の科目には、鉄道車両、自動車及びその他の陸上運搬具の価額を記載する。

第二十七條　工具器具備品の科目には、工具、器具又は備品の価額を記載する。但し、耐用年数一年以上のものに限る。

第二十八條　土地の科目には、土地の価額を記載する。

第二十九條　第二十一條から前條までにおいて規定する資産については、営業の用に供するもの（遊休設備を含む。）に限る。

第三十條　建設仮勘定は、第二十一條から第二十八條までに規定する資産を建設する場合における支出及び当該建設のために引当購入して材料等の価額を記載する。

2　前拂金であつて、建設工事若しくは建設用の材料代に対する支出であることが明らかなものは、建設仮勘定に含めて記載する。

第三十一條　その他の有形固定資産の科目には、第二十一條から前條までに掲げるもの以外の有形固定資産の価額を記載する。

第三十二條　第二十條第一項第一号から第七号までに掲げる科目に記載する有形固定資産に対する減価償却引当金の累計額は、当該各資産科目に対する控除の形式により、減価償却引当金の科目をもつて掲記する。但し、当該各資産科目に対する控除の形式によつて掲記することが困難である場合には、当該全固定資産に対する控除の形式により一括して掲記することができる。

第三十三條　有形固定資産を除却したときは、その除却した資産の取得原価及び減価償却引当金の額を当該科目に計上しないものとする。

第三十四條　無形固定資産は、左に掲げる科目に区分して記載する。

一　営業権
二　特許権
三　商標権
四　実用新案権
五　意匠権
六　その他の無形固定資産

2　前項の場合には、第八條第二項の規定を準用する。

第三十五條　前條第一項第六号のその他の無形固定資産のうち、その金額が無形固定資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を明示する名称を附した科目をもつて掲記する。

第三十六條　各無形固定資産に対する減価償却額は、当該資産の価額から直接控除し、その控除残高を各無形固定資産の価額として表示する。

第三十七條　投資は、左に掲げる科目に区分して記載する。

一　投資有価証券
二　関係会社株式
三　関係会社社債
四　出資金
五　関係会社出資金
六　長期貸付金
七　関係会社長期貸付金
八　その他の投資

2　前項の場合には、第八條第二項の規定を準用する。

第三十八條　投資有価証券の科目には、投資の目的をもつて所有する株式、社債、国債、地方債等の有価証券の価額を記載する。但し、関係会社株式及び関係会社社債を除く。

第三十九條　関係会社株式の科目には、会社の所有する株式のうち、関係会社の発行に係るものの価額を記載する。

第四十條　関係会社社債の科目には、会社の所有する社債のうち、関係会社の発行に係るものの価額を記載する。

第四十一條　出資金の科目には、会社の有する出資金の価額を記載する。但し、関係会社に対するものを除く。

第四十二條　関係会社出資金の科目には、関係会社に対する出資金の価額を記載する。

第四十三條　長期貸付金の科目には、会社の有する貸付金であつて、流動資産に属さないものの金額を記載する。但し、関係会社及び株主、役員又は従業員に対するものを除く。

第四十四條　その他の投資の科目には、投資の目的をもつて所有する不動産、一年内に期限の到来しない金銭信託若しくは預金、株主、役員又は従業員に対する長期貸付金又はその他の資産で投資の目的をもつて所有するものの価額を記載する。

2　その他の投資のうち、その金額が投資総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を明示する名称を附した科目をもつて掲記する。

第四十五條　その他の投資の科目には、投資の目的をもつて所有する不動産、一年内に期限の到来しない金銭信託若しくは預金、株主、役員又は従業員に対する長期貸付金又はその他の資産で投資の目的をもつて所有するものの価額を記載する。

第四十六條　繰延勘定は、左に掲げる科目に区分して記載する。

一　創業費
二　社債発行差金
三　株式発行費
四　開発費
五　試験研究費
六　建設利息

2　前項各号に掲げる科目で別の名称によつて表示することが適当であるものについては、当該繰延勘定を示す別の名称を附した科目をもつて記載することができる。

第四十七條　繰延勘定は、第四十九條から第五十四條までに規定する費用であつて、資産として繰延経理を行つたものを左に掲げる科目に区分して記載する。

一　前拂費用
二　創業費
三　社債発行差金
四　株式発行費
五　開発費
六　試験研究費
七　建設利息

2　前項各号に掲げる科目で別の名称によつて表示することが適当であるものについては、当該繰延勘定を示す別の名称を附した科目をもつて記載することができる。

第四十八條　繰延勘定に記載する前拂費用は、一年内に費用として償却されないものに限る。

第四十九條　創業費の科目には、商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八條第一項第七号の規定により支出した金額及び設立登記のために支出した税額並びに会社設立後営業開始までに支出した開業準備のための費用を記載する。

第五十條　社債発行差金の科目には、商法第二百八十七條に規定する社債発行差金及び社債発行のため直接に支出した費用を記載する。

第五十一條　株式発行費の科目には、株式発行手数料その他株式発行のため直接に支出した費用を記載する。

第五十二條　開発費の科目には、新技術の採用、経営組織の改善、市場の開拓等のため支出した費用を記載する。

第五十三條　試験研究費の科目には、製品の試作、製造技術の研究等のため特別に支出した費用を記載する。

第五十四條　建設利息の科目には、商法第二百九十一條第一項の規定により株主に配当した利息を記載する。

第五十五條　各繰延勘定の償却額は、当該繰延勘定の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延勘定の金額として記載する。

第五十六條　第十九條及び第四十六條に規定する貸倒引当金を各資産の控除科目として記載できない場合は同條の規定にかかわらず流動資産又は固定資産の控除科目として一括記載することができる。

第四款　雑則

第五十七條　資産を取得原価以外の評価基準により評価換した場合においては、当該評価基準を脚注に注記する。

第五十八條　資産が担保に供されているときは、その旨を脚注に注記する。

第五十九條　賠償指定施設（工場、事業場等の管理に関する件（昭和二十一年商工省令第一号）第一條又は造船関係の工場、事業場等の管理に関する件（昭和二十一年運輸省令第三十二号）第一條の規定により指定されている施設をいう。）、在外資産（会社経理応急措置法施行令（昭和二十一年勅令第三百九十一号）第二十五條に規定する資産をいう。）又はその他の資産で帳簿価額のないもののうち、借対対照表に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産に関する事項を貸借対照表脚注に掲記することができる。

第三節　負債

第一款　流動負債

第六十條　流動負債は、左に掲げる科目に区分して記載する

一　支拂手形
二　買掛金
三　短期借入金
四　未拂金

昭26.10.19. 第7435号

五　未拂費用
六　前受金
七　預り金
八　作業收入未決算
九　前受收益
十　引当金
十一　その他の流動負債

2　前項各号に掲げる科目で別の名称によつて表示することが適当であるものについては、当該負債を示す別の名称を附した科目をもつて別に記載することができる。

第六十一條　支拂手形の科目には、仕入先に支拂うべき手形上の債務の金額を記載する。

第六十二條　買掛金の科目には、仕入先との間の通常の取引に基く営業上の未拂金額を記載する。但し関係会社に対するものを除く。

第六十三條　短期借入金の科目には、期限一年内の借入金（金融手形を含む。）又は当座借越の金額を記載する。但し、株主、役員若しくは従業員又は関係会社からの借入金を除く。

第六十四條　未拂金の科目には、通常の取引以外の取引により発生する一時的債務で買掛金及び未拂費用に属しないものの金額を記載する。

2　納期の到来した国税、地方税、その他の租税で未納付の金額は、未拂金に含めて記載する。但し、当該事業年度の費用となるべきものは未拂費用に含めて記載することができる。

3　未拂金のうち、左の各号に掲げる負債で、その金額が流動負債の総額の百分の五を超えるものについては、それぞれ当該各号において示した科目をもつて掲記する。

（負債の種類）　（科　目）
一　未拂税金　　未拂税金
二　未拂配当金　　未拂配当金
三　期限経過の未償還社債　　未償還社債

第六十五條　未拂費用の科目には、当該事業年度の負担すべき費用の未拂金額を記載する。

第六十六條　前受金の科目には、受注工事、受注品等に対する割拂金又は前渡金の受入額を記載する。

第六十七條　預り金の科目には、営業上の諸預り金、預り保証金等の金額を記載する。但し、従業員預り金を除く。

第六十八條　作業收入未決算の科目には、引渡しを完了した工事であつて、原価締切未済その他の売上高として完成締切を行うことができない売上金額がある場合にはその金額を記載する。

第六十九條　前受收益の科目には、前受利息、前受賃貸料等の金額を記載する。

第七十條　引当金の科目には、その支拂額又は弁済期の未確定な債務の将来における支拂又は将来に対する特定の支出に対する準備のため、費用として当該事業年度に負担せしめた金額を記載する。但し、減価償却引当金及び貸倒引当金を除く。

2　引当金は、納税引当金、退職給与引当金、船舶保証工事引当金、船舶修繕引当金等その目的を示す名称を附した科目をもつて掲記する。

第七十一條　その他の流動負債の科目には、第六十一條から前條までの規定により、第六十條第一項第一号から第十号までの科目に記載すべき負債以外のもので、当該事業の通常の取引において一年内に償還すべき債務又は仮受金その他の未決算勘定の金額を記載する。

2　株主、役員、従業員又は関係会社から短期借入金、関係会社に対する買掛金又は従業員からの預り金は、その他の流動負債に属するものとする。

3　前二項のその他の流動負債のうち、左の各号に掲げる負債で、その金額が流動負債の総額の百分の五（第四号のその他の負債については、それぞれ当該各号において示した科目をもつて掲記する。

（負債の種類）　（科　目）
一　株主、役員若しくは従業員からの短期借入金　　株主、役員、従業員短期借入金
二　従業員預り金　　従業員預り金
三　関係会社に対する買掛金若しくは短期借入金　　関係会社短期負債
四　その他の負債　　当該負債を明示する名称を附した科目

2　前項の場合には、第六十條第二項の規定を準用する。

第二款　固定負債

第七十二條　固定負債は、左に掲げる科目に区分して記載する。

一　社債
二　長期借入金
三　関係会社長期借入金
四　その他の固定負債

2　前項の場合には、第六十條第二項の規定を準用する。

第七十三條　社債の科目には、会社の発行した社債を額面額をもつて記載する。但し、第六十四條第三項第三号の規定に該当するもの又は貸借対照表日から起算して一年内に償還すべき負債を除く。

第七十四條　長期借入金の科目には、期限一年以上の借入金（金融手形を含む。）の金額を記載する。但し、関係会社から長期借入金及び株主、役員若しくは従業員からの長期借入金を除く。

第七十五條　関係会社長期借入金の科目には、関係会社からの長期借入金の金額を記載する。

第七十六條　その他の固定負債の科目には、第六十條第二項の規定を準用する。

第三款　繰延資産

第七十七條　繰延資産の科目には、創立費、開業費、研究費、開発費、試験研究費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金償却、建設利息、開発費償却、試験研究費償却、新株発行費償却、建設利息償却その他の繰延資産の金額を記載する。

第七十八條　繰延資産の科目には、第六十條第二項の規定を準用する。

第四節　資本

第一款　資本金

第七十九條　資本金の科目には会社の資本金額を資本金の科目をもつて掲記する。

2　資本金の科目には、会社が発行する株式及び発行済株式の総数を附記する。

第二款　資本剰余金

第八十一條　資本剰余金は、左に掲げる科目に区分して記載する。

一　資本準備金
二　再評価積立金
三　その他の資本剰余金

第八十二條　資本準備金の科目には、商法第二百八十八條ノ二に規定する資本準備金の積立金額を記載する。

第八十三條　再評価積立金の科目には、資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第百二條に規定する再評価積立金の金額を記載する。

第八十四條　その他の資本剰余金の科目には、第八十二條及び前條に規定する剰余金以外に、贈與その他によつて生じた資本剰余金がある場合にその金額を記載する。

第三款　利益剰余金及び欠損金

第八十五條　利益剰余金又は欠損金は、左に掲げる科目に区分して記載する。

一　利益準備金
二　任意積立金
三　当期未処分利益剰余金又は当期未処理欠損金

第八十六條　利益準備金の科目には、商法第二百八十八條に規定する準備金の金額を記載する。

第八十七條　任意積立金の科目には、前條に規定する積立金以外に、会社が利益金の処分によつて留保した積立金の金額を記載する。

2　任意積立金のうち配当平均積立金、技術研究積立金等特定の目的のために積み立てられた剰余金については、その目的を示す名称を附した科目をもつて掲記する。

第八十八條　当期未処分利益剰余金又は当期未処理欠損金の科目には、前期から繰り越された利益剰余金（但し、第八十六條及び前條に規定するものを除く。）又は欠損金の期末残高及び当期の純利益又は純損失の金額を左に掲げる科目をもつて記載する。

一　繰越利益剰余金期末残高又は繰越欠損金期末残高
二　当期純利益又は当期純損失

第三章　損益計算書

第一節　総則

第八十九條　第一條の損益計算書及び第百十五條の規定により損益計算書に添附する売上原価明細書の様式並びにその記載方法は、この章の規定の定めるところによる。

第二節　損益計算書

第一款　総則

第九十條　損益計算書の様式は、報告式とし第二号表の例による。

第九十一條　收益又は費用は、左に掲げる科目に分類し、この章の規定に基いて会社の定めた科目に従い、さらにこれを細分して記載する。

一　売上高
二　売上原価
三　一般管理費及び販売費
四　営業外収益
五　営業外費用

第九十二條　造船業を営む株式会社であつて、他の種類の事業を兼ねて営む場合における売上高及び売上原価については、事業の種類ごとに区分して記載することができる。

第二款　売上高及び売上原価

第九十三條　売上高の科目には、原則として引渡しを完了した工事であつて当該事業年度の末日までにその売上金額が決定し製造原価並びに販売直接費の集計が完了したものの売上金額（第百四十六條の規定により、当該事業年度の損益計算書に含めて記載する前事業年度以前の売上高の修正額を含む。）を記載する。

2　製品の販売高、作業屑又は原材料及び貯蔵品の売却額は、前項に規定する売上高に含めて記載する。但し、会社の採用する原価計算方法に基き作業屑の売却額を製造費用又は一般管理費から控除する場合には、この限りではない。

3　売上高は、第一項に規定する売上高と、前項に規定する販売高及び売却額の合計額とに区分して記載する。但し、前項に規定する製品の販売高、作業屑の売却額又は原材料及び貯蔵品の売却額は、これをそれぞれ区分して記載することができる。

4　売上高に計上する工事若しくは製品について、売上値引及び戻り高があるある場合は、第一項に規定する売上高の総売上高（売上値引及び戻り高を控除しない前の売上金額をいう。）から売上値引及び戻り高を控除した金額をもつて記載する。

第九十四條　売上原価の科目には、前條の規定により売上高に記載したもの製造原価（第百四十六條の規定により当該事業年度の損益計算書に含めて記載する前事業年度以前の売上原価の修正額を含む。）を、売上原価として記載する。

2　売上原価は、前條第三項の規定に準じこれを区分して記載する。

第九十五條　同一会社の各経営部門における工事の下請負、製品の移転等の内部取引によつて生ずる内部売上高及び内部売上原価は売上高及び売上原価に計上しないものとする。但し、内部取引を売上高及び売上原価から控除せず、内部利益（社内振替利益、社内製造利益等をいう。以下同じ。）を直接たな拂資産から控除して未実現の内部利益を損益計算から除去する方法によることができる。

2　内部利益を原価計算上の原価差額として処理する場合は、これを損益計算に計上することができる。

第九十六條　売上高から売上原価を控除した額（売上原価が売上高を超える場合は、売上原価から売上高を控除した額）を売上総利益金額又は売上総損失金額の科目をもつて記載する。

第三款

第九十七條　一般管理費及び販売費の科目には、会社の一般管理及び販売業務に関して発生したすべての費用であつて、当該事業年度の売上原価に計上した工事又は製品の半成工事又は仕掛品に賦課又は配賦した金額の合計額若しくは当該事業年度に発生した金額を、一般管理費及び販売費の科目をもつて記載する。

2　当該事業年度に発生した金額を一般管理費及び販売費の科目に記載する場合には、会社の会計帳簿に設けた費目に従い、当該費用を示す名称を附した科目をもつて掲記する。

3　一般管理費及び販売業務に関して発生した費用のうち、会社の採用する原価計算方法において製造原価の要素として処理する費用については、前項の規定にかかわらず、一般管理費及び販売費に属しないものとすることができる。

第九十八條　売上総利益金額から一般管理費及び販売費の金額を控除した額（一般管理費及び販売費の金額が売上総利益金額を超える場合は、一般管理費及び販売費の金額から売上総利益金額を控除した額、売上総損失金額がある場合には、売上総損失金額に一般管理費及び販売費の金額を加えた額）は、営業利益金額（営業損失金額）の科目をもつて記載する。

第四款　営業外収益及び営業外費用

第九十九條　営業外収益は、左に掲げる科目に区分して記載する。

一　原価差額
二　受取利息及び配当金
三　流動資産評価益
四　その他の営業外収益

2　前項各号に掲げる科目で別の名称によつて表示することが適当であるものについては、当該収益を示す別の名称を附した科目をもつて掲記することができる。

第百條　営業外収益に属する原価差額の科目には、会社の採用する原価計算方法に基いて生ずる各原価差額の当該事業年度における発生額の合計額を記載する。

第百一條　受取利息、有価証券利息、受取配当金等の合計額を記載する。

2　受取利息及び配当金のうち、関係会社有価証券の利息並びに関係会社からの受取配当金については、それぞれ関係会社有価証券利息並びに関係会社配当金の科目をもつて別に掲記する。但し、受取利息及び配当金の総額が営業外収益の総額の百分の十を超えない場合は、別に掲記することを要しない。

3　前項の場合には、第九十九條第二項の規定を準用する。

第百二條　流動資産評価益の科目には、流動資産の評価換によつて発生した評価益の金額を記載する。

第百三條　その他の営業外収益の科目には、有価証券売却益その他の営業外収益であつて、第百條から前條までに規定する収益以外のものの合計額を記載する。

第百四條　営業利益金額に営業外収益額を加えた額を当期総利益金額の科目をもつて記載し、又は営業損失金額から営業外収益額を控除した額（営業外収益額が営業損失金額を超える場合は、営業外収益額から営業損失金額を控除した額）を当期総損失金額又は当期総利益金額の科目をもつて記載する。

第百五條　営業外費用は、左に掲げる科目に区分して記載する。

一　原価差額
二　支拂利息
三　創業費償却
四　社債発行差金償却
五　株式発行費償却
六　貸倒損
七　流動資産評価損
八　その他の営業外費用

2　前項各号に掲げる科目で別の名称によつて表示することが適当であるものについては、当該費用を示す別の名称を附した科目をもつて掲記することができる。

第百六條　営業外費用に属する原価差額の科目には、第百條に規定する各原価差額の当該事業年度における発生額の合計貸借相殺尻が、借方残高となる場合に、その残高を記載する。

第百七條　支拂利息の科目には、借入金その他に対する支拂利息、手形割引料、社債利息等の合計額を記載する。

第百八條　創業費償却の科目には、第四十九條に規定する創業費の償却額（創業費の全額を当該事業年度において一時に償却する場合は当該金額、これを各事業年度に分割して償却する場合は、当該事業年度に賦課される金額）を記載する。

第百九條　社債発行差金償却の科目には、第五十條に規定する社債発行差金の償却額（社債発行差金の全額を当該事業年度において一時に償却する場合は当該金額、これを各事業年度に分割して償却する場合は、当該事業年度に賦課される金額）を記載する。

第百十條　株式発行費償却の科目には、第五十一條に規定する株式発行費の償却額（株式発行費の全額を当該事業年度において一時に償却する場合は当該金額、これを各事業年度に分割して償却する場合は、当該事業年度に賦課される金額）を記載する。

第百十一條　貸倒損の科目には、債権の回収不能による損失又は第十九條若しくは第四十六條に規定する引当額を記載する。

第百十二條　流動資産評価損の科目には、流動資産の評価換によつて発生した評価損の金額を記載する。

第百十三條　その他の営業外費用の科目には、有価証券売却損、売上割引その他の営業外費用であつて、第百六條から前條までに規定する費用以外のものの合計額を記載する。

第百十四條　当期総利益金額から営業外費用額を控除した額（営業外費用額が当期総利益金額を超える場合は、営業外費用額から当期総利益金額を控除した額）を当期純利益金額（当期純損失金額）の科目をもつて記載し又は当期総損失金額に営業外費用額を加えた額は、当期純損失金額の科目をもつて記載する。

2　営業外収益又は営業外費用であつて臨時的且つ巨額なものは、剰余金計算書又は欠損金計算書に記載する。但し、原価差額はこの限りでない。

第三節　売上原価明細書

第百十五條　損益計算書には、第九十四條第一項に規定する売上原価の内訳を示すために、売上原価明細書を添附する。

第百十六條　売上原価明細書の様式は、個別原価計算の方式を採り、第三号表の例による。

第百十七條　売上原価明細書には、売上原価を直接費及び間接費の科目に区分して記載する。

第百十八條　直接費は、左に掲げる科目に区分して記載する。

一　直接材料費
　イ　主要材料費
　ロ　部分品費
　ハ　その他
二　直接労務費
三　直接経費
四　自製品費
五　用役費
六　引当保証工事費

第百十九條　直接材料費の科目には、売上原価に記載した工事の製造原価として、直接に賦課した材料費の金額を記載する。

2　主要材料費とは、主として工事の基本的実体となる物品の費消価値をいう。

3　部分品費とは、そのまま工事に取り付けられその組成部分となる物品の費消価値をいう。

4　第二項及び前項に掲げるもの以外の物品の費消価値は、その他の科目に属するものとする。

第百二十條　直接労務費の科目には、売上原価に記載した工事の製造原価として直接に賦課した賃金、給料、臨時人夫賃等の合計額を記載する。

第百二十一條　直接経費の科目には、売上原価に記載した工事の製造原価として、直接に賦課した外注加工費、請負工事費等の合計額を記載する。

第百二十二條　自製品費の科目には、鋳造工場、鍛造工場等の生産品の製造原価であつて、原材料及び貯蔵品として入庫しないで、そのまま特定工事に賦課する費用の合計額を記載する。

第百二十三條　用役費の科目には、売上原価に記載した工事の製造原価として船きよ部、亜鉛鍍金工場等において発生した用役の製造原価であつて、特定の工事に賦課した費用の合計額を記載する。

第百二十四條　引当保証工事費の科目には、船舶の保証工事引当金を計上した場合に、当該工事費として製造原価に賦課した金額を記載する。

第百二十五條　間接費の科目には、売上原価に記載した工事に間接費（多数の工事に対して共通的に発生し、特定の工事に直接に賦課することが困難であるため、これを間接に負担させる材料費、労務費及び経費をいう。）として配賦する費用の合計額を記載する。

第百二十六條　第九十三條第二項の販売した製品については、その製造原価の内訳を示すために、別に製品の売上原価明細書を添附する。但し、売上高のうち製品の販売高が相当額に達しない場合はこの限りでない。

第四章　剰余金計算書及び欠損金計算書

第一節　総則

第百二十七條　第一條の剰余金計算書及び欠損金計算書の様式並びにその記載方法は、この章の規定の定めるところによる。

第百二十八條　剰余金計算書及び欠損金計算書の様式は、報告式とし第四号表の例による。

第百二十九條　剰余金計算書は、利益剰余金及び資本剰余金の部に区分して記載し、欠損金計算書は欠損金及び資本剰余金の部に区分して記載する。

2　営業外収益又は営業外費用であつて臨時的且つ巨額なものは、剰余金計算書又は欠損金計算書に記載する。但し、原価差額はこの限りでない。

第二節　利益剰余金及び欠損金

第百三十一條　前條に規定する利益剰余金又は欠損金の部には、第八十六條から第八十八條の規定に従い、利益剰余金又は欠損金を左に掲げる科目に区分して記載する。

一　利益準備金
二　任意積立金
三　当期未処分利益剰余金又は当期未処理欠損金

2　前項第二号の任意積立金については、第八十七條第二項の規定を、準用する。

第百三十一條　前條第一項第一号の利益準備金の科目には、その前期末残高を記載し、これに当期積立額（当該事業年度において株主総会の決定により利益準備金として積み立てた金額）を加え、次に当期処分額（当該事業年度において株主総会の決定により資本の欠損をてん補するために利益準備金を取りくずした場合の当該取りくずし額）を控除し、さらに当期資本組入額（当該事業年度において利益準備金を資本金に組み入れた場合の当該組入額）を控除して当期末残高を記載する。

第百三十二條　第百三十一條第一項第二号の任意積立金に属する各剰余金は、当該剰余金の前期末残高を記載し、これに当期積立額（当該事業年度において株主総会の決定により任意積立金として留保した金額）を加え、次に当期処分額（当該事業年度において株主総会の決定により資本の欠損をてん補するため、又は当該積立金の留保の目的に使用するために任意積立金を取りくずした場合の当該取りくずし額）を控除して当期末残高を記載する。

第百三十三條　第百三十一條第一項第三号の当期未処分利益剰余金又は当期未処理欠損金は、左に掲げる科目に区分して記載する。

一　前期未処分利益剰余金又は前期未処理欠損金
二　前期利益剰余金処分額又は前期欠損金処理額
三　繰越利益剰余金増加高又は繰越欠損金減少高
四　繰越利益剰余金減少高又は繰越欠損金増加高
五　当期純利益又は当期純損失
六　その他

第百三十四條　前條第二号の前期利益剰余金処分額は、前期未処分利益剰余金のうち、当該事業年度において株主総会の決定により処分した額を左に掲げる科目に区分して記載する。

一　利益準備金
二　税金
三　配当金
四　役員賞与金
五　任意積立金
六　その他

2　前項第五号の任意積立金については、第八十七條第二項の規定を準用する。

3　第一項第六号のその他の科目については、当該処分の目的を示す名称を附した科目をもつて掲記する。

第百三十五條　第百三十三條第二号の前期欠損金処理額は、当該事業年度において株主総会の決定により前期未処理欠損金をてん補した金額を左に掲げる科目に区分して記載する。

一　任意積立金繰入額及び資本剰余金繰入額
二　利益準備金繰入額
三　資本準備金繰入額
四　再評価積立金繰入額

第百三十六條　前條第一号の任意積立金繰入額及び資本剰余金繰入額は第八十七條第一項に規定する任意積立金からの繰入額と第八十四條に規定するその他の資本剰余金からの繰入額とに区分して記載する。

第百三十七條　前期未処分利益剰余金額から前期利益剰余金処分額を控除した額は、繰越利益剰余金額の科目をもつて記載し、又は前期未処理欠損金額から前期欠損金処理額を控除した額を繰越欠損金額の科目をもつて記載する。

第百三十八條　第百三十三條第三号の繰越利益剰余金増加高又は繰越欠損金減少高は、左に掲げる科目に区分して記載する。

一　固定資産売却益
二　前期損益修正
三　その他

第百三十九條　前條第一号の固定資産売却益の科目には、第二章第二節第二款に規定する固定資産の売却によつて生じた利益の金額を記載する。但し、資産再評価法第百四條第一項又は同法第百五條第一項の規定により、再評価積立金を取りくずして固定資産売却益の金額を除く。

第百四十條　第百四十二條第三号の前期損益修正の科目には、第百四十條に規定する前期損益の修正を行つたために生じた利益の金額をその内容を区分して記載する。

第百四十一條　第百三十八條第四号の繰越利益剰余金減少高又は繰越欠損金増加高は、左に掲げる科目に区分して記載する。

一　固定資産売却損
二　固定資産評価損
三　前期損益修正
四　その他

第百四十二條　第百三十三條第四号の繰越利益剰余金減少高又は繰越欠損金増加高は、左に掲げる科目に区分して記載する。

一　固定資産売却益
二　固定資産評価益
三　前期損益修正
四　その他

第百四十三條　前條第一号の固定資産売却損の科目には、第二章第二節第二款に規定する固定資産の売却によつて生じた損失金額を記載する。但し、資産再評価法第百四條第一項又は同法第百五條第一項の規定により、再評価積立金を取りくずして固定資産売却損をてん補する場合における当該損失金額を除く。

第百四十四條　第百四十二條第二号の固定資産評価損の科目には、第二章第二節第二款に規定する固定資産の評価換によつて発生した評価損の金額を記載する。但し、資産再評価法第百四條第二項又は同法第百五條第三項の規定により、再評価積立金を取りくずして固定資産評価損をてん補する場合における当該損失金額又は第百五十六條の規定により評価益の金額から控除する評価損の金額を除く。

第百四十五條　第百四十二條第三号の前期損益修正の科目には、第百四十條に規定する前期損益の修正を行つたために生じた損失の金額をその内容を区分して記載する。

第百四十六條　第百四十條及び前條に規定する前期損益修正額のうち、修正を行う事業年度の損益計算に著しい影響を及ぼさないものについては、第百四十條及び前條の規定にかかわらず、当該事業年度の損益計算書に含めて記載することができる。

第百四十七條　第百四十二條第四号のその他の科目には、第百四十三條から前條までに規定するもの以外に、繰越利益剰余金の減少若しくは繰越欠損金の増加となるべき金額の合計額を記載する。

第百四十八條　繰越利益剰余金減少高又は繰越欠損金減少高を加減し、繰越利益剰余金減少高又は繰越欠損金増加高を加減した額を繰越利益剰余金期末残高又は繰越欠損金期末残高の科目をもつて記載する。

第百四十九條　繰越利益剰余金期末残高又は繰越欠損金期末残高に当期純利益金額又は当期純損失金額を加減した額を当期未処分利益剰余金額又は当期未処理欠損金額の科目をもつて記載する。

第百五十條　利益準備金及び任意積立金の当期期末残高の合計額に、当期未処分利益剰余金額又は当期未処理欠損金額を加減した額を当期末利益剰余金額の科目をもつて記載し、又は当期未処理欠損金額から利益準備金及び任意積立金の当期期末残高の合計額の科目をもつて記載する。

第三節　資本剰余金

第百五十一條　資本剰余金の部には、第八十二條から第八十四條までの規定に従い、資本剰余金を左に掲げる科目に区分して記載する。

一　資本準備金
二　再評価積立金
三　その他の資本剰余金

第百五十二條　前條各号に掲げる科目には、当該剰余金の前記期末残高を記載し、これより前期欠損てん補額（当該事業年度において株主総会の決定により資本の欠損をてん補するために取りくずした資本剰余金の額）を控除し、次に当期発生高（当該剰余金の当該事業年度における発生額）を加え、さらに当期処分額（資本準備金及びその他の資本剰余金については、これを当該事業年度において資本金に組み入れた場合の組み入れ額、再評価積立金については、資産再評価法第百七條第一項の規定により当該事業年度において取りくずした再評価積立金の額）（但し、同項第三号の規定により取りくずすものを除く。）を控除して当期期末残高を記載する。

第百五十三條　資本準備金については、前條に規定する当期発生高の項目を、左に掲げる科目に区分して記載する。

一　株式発行差金
二　株式拂込剰余金
三　固定資産評価益
四　減資差益
五　合併差益

第百五十四條　株式発行差金の科目には、商法第二百八十八條ノ二第一号に掲げる金額を記載する。

第百五十五條　株式拂込剰余金の科目には、商法第二百八十八條ノ二第二号に掲げる金額を記載する。

第百五十六條　固定資産評価益の科目には、第二章第二節第二款に規定する固定資産の評価益の金額（但し、当該事業年度において固定資産の評価損がある場合には、当該評価損の金額を控除した金額）を記載する。但し、再評価積立金を除く。

第百五十七條　減資差益の科目には、商法第二百十八條ノ二第四号に掲げる超過額を記載する。

第百五十八條　合併差益の科目には、商法第二百八十八條ノ二第五号に掲げる超過額を記載する。

第百五十九條　資本準備金、再評価積立金及びその他の資本剰余金の当期末処分利益剰余金額の科目をもつて記載する。

第百六十條　利益剰余金又は欠損金の当期末処分又は当期末処理の内容を明瞭にするために、別に利益剰余金又は欠損金の当期末処分又は当期末処理の内訳を示す名称を附した科目をもつて掲記する。

第四節　雑則

第百六十一條　利益剰余金又は欠損金に関する事項については、損益計算書に利益剰余金又は欠損金の区分を設けて、この章第二節の規定による記載をすることができる。

第百六十二條　資本剰余金に関する事項については、貸借対照表に資本剰余金の区分を設けて、この章第三節の規定による記載をすることができる。

第五章　剰余金処分計算書及び欠損金処理計算書

第一節　総則

第百六十三條　第一條の剰余金処分計算書及び欠損金処理計算書の様式及びその記載方法は、この章の規定の定めるところによる。

第百六十四條　剰余金処分計算書には、利益剰余金の処分に関する期定を左に掲げる科目に区分して記載する。

一　任意積立金処分額
二　当期未処分利益剰余金
三　利益剰余金処分額
四　次期繰越利益剰余金

第百六十五條　前條第一号の任意積立金処分額の科目には、当該事業年度の利益剰余金処分案において、第八十二條の規定に従い、資本剰余金を左に掲げる科目に区分して記載する。

一　資本準備金
二　再評価積立金
三　その他の資本剰余金

2　前項の処分額については、第八十七條第二項の規定を準用する。

第百六十六條　第百六十四條第二号の当期未処分利益剰余金は、第八十八條に規定する当期未処理欠損金額を記載する。

第百六十七條　欠損金処理計算書には、欠損金の処理に関する期定を左に掲げる科目に区分して記載する。

一　当期未処理欠損金
二　欠損金処理額
三　次期繰越欠損金

第百六十八條　前條第一号の当期未処理欠損金は、第八十八條に規定する当期未処理欠損金を左に掲げる科目に区分して記載する。

一　繰越欠損金期末残高又は繰越利益剰余金期末残高
二　当期純損失又は当期純利益

2　第一項第六号の任意積立金については、第八十七條第二項の規定を準用する。

3　第一項第六号のその他の科目については、当該処分の目的を示す名称を附した科目をもつて掲記する。

第三節　欠損金処理計算書

第百六十九條　前條第一号の当期未処理欠損金は、欠損金処理額の科目をもつて記載し、又は当期欠損金処理額を控除した額を繰越欠損金額の科目をもつて記載する。

第百七十條　第百六十八條第二号の欠損金処理額は、前條に規定する当期未処理欠損金の処理案を左に掲げる科目に区分して記載する。

一　任意積立金繰入額及び資本剰余金繰入額

二　利益準備金繰入額
三　資本準備金繰入額
四　再評価積立金繰入額
2　前項の場合には、第百三十六條の規定を準用する。

第六章　附属明細表

第百七十一條　第一條の附属明細表の様式並びにその記載方法は、この章の規定の定めるところによる。

第百七十二條　第一條の附属明細表は、左に掲げるものとする。

一　有価証券明細表
二　有形固定資産明細表
三　無形固定資産明細表
四　関係会社有価証券明細表
五　関係会社出資金明細表
六　関係会社貸付金明細表
七　社債明細表
八　長期借入金明細表
九　関係会社借入金明細表
十　資本金明細表
十一　減価償却費明細表

第百七十三條　有価証券、有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の百分の五に満たない場合には、前條第一項第一号、第二号又は第三号の附属明細表の記載を省略することができる。

第百七十四條　附属明細表に記載すべき事項が当該附属明細表とともに提出される他の書類に記載された場合には、当該附属明細表における当該事項の記載を省略することができる。この場合においては、当該事項の記載されている旨を当該他の書類に記載しなければならない。

第一号表

貸借対照表

年　月　日現在

資産の部			負債の部		
会社名					
I　流動資産		××	I　流動負債		××
1　現金預金		××	1　支払手形	××	
2　受取手形	××		2　買掛金	××	
貸倒引当金	××	××	3　短期借入金	××	
3　売掛金	××		4　未払金	××	
貸倒引当金	××	××	未払費用	××	
4　有価証券		××	未払配当金	××	
5　原材料及び貯蔵品		××	未償還社債	××	
6　前払金		××	その他	××	
貸倒引当金	××	××	5　未払費用	××	
7　半成工事		××	6　前受金	××	
8　前払費用		××	7　預り金	××	
9　その他の流動資産		××	8　作業収入未決算	××	
製品	××		9　前受収益	××	
仕掛品	××		10　引当金		××
株主、役員、従業員短期債権	××		納税引当金	××	
貸倒引当金	××	××	退職給与引当金	××	
関係会社短期債権	××		船舶保証工事引当金	××	
貸倒引当金	××	××	船舶修繕引当金	××	
短期貸付金	××		11　その他の流動負債		××
貸倒引当金	××	××	株主、役員、従業員短期借入金	××	
未収収益		××	従業員預り金	××	
		××	関係会社短期負債	××	
		××			××
その他		××	流動負債合計		××
流動資産合計		×××	II　固定負債		
			1　社債		××
			2　長期借入金		××
			3　関係会社長期借入金		××
			4　その他の固定負債		××
			株主、役員、従業員長期借入金	××	
					××
			その他	××	
					××
			固定負債合計		×××
			負債合計		×××
			資本の部		
			III　資本金		×××
			1　発行する株式	××	
			発行済株式	××	
			IV　資本剰余金		
			1　資本準備金		××
			2　再評価積立金		××
			3　その他の資本剰余金		××
			資本剰余金合計		×××
			V　利益剰余金（又は欠損金）		
			1　利益準備金		××
			2　任意積立金		
			配当平均積立金	××	
			技術研究積立金	××	
					××
			3　当期未処分利益剰余金（又は当期未処理欠損金）		××
			繰越利益剰余金期末残高（又は繰越欠損金期末残高）	（△）	××

附属明細表に注記するものとする。

第百七十五條　第百七十二條第一項各号の附属明細表の様式は、第六号表から第十六号表までに定めるところによる。

附　則

1　この準則は、昭和二十六年四月一日以後に始まる事業年度に係る財務諸表から適用する。

2　この準則は、企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の規定による旧勘定及び新勘定を併合していない特別経理会社（会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）に規定する特別経理会社をいう。）に係る財務諸表については適用しない。

3　第三十二條の規定は、会社がこの準則の規定による貸借対照表をその日現在において作成する日を含む事業年度開始の日前に取得した有形固定資産に属する資産で同條の規定による減価償却引当金の掲記が困難であると認められるものについては、適用しない。

(3)投　資
1. 投資有価証券
2. 関係会社株式
3. 関係会社社債
4. 出資金
5. 関係会社出資金
6. 長期貸付金
　貸倒引当金
7. 関係会社長期貸付金
　貸倒引当金
8. その他の投資
　投資不動産
　減価償却引当金
　金銭信託
　その他
　投資合計
固定資産合計
III　繰延勘定
1　前拂費用
2　創業費
3　社債発行差金
4　株式発行費
5　開発費
6　試験研究費
7　建設利息
繰延勘定合計
資産合計

負　債　の　部

IV　流動負債
1　支拂手形
2　買拂金
3　短期借入金
4　未拂金
　未拂費用
　未拂配当金
　未償還社債
　その他
5　未拂費用
6　前受金
7　預り金
8　作業収入未決算
9　前受収益
10　引当金
　納税引当金
　退職給与引当金
　船舶保証工事引当金
　船舶修繕引当金
11　その他の流動負債
　株主、役員、従業員短期借入金
　従業員預り金
　関係会社短期負債
　その他
　流動負債合計
V　固定負債
1　社　債
2　長期借入金
3　関係会社長期借入金
4　その他の固定負債
　株主、役員、従業員長期借入金
　その他
　固定負債合計
　負債合計

資　本　の　部

VI　資本金
　発行する株式
　発行済株式
VII　資本剰余金
1　資本準備金
2　再評価積立金
3　その他の資本剰余金
　資本剰余金合計
VIII　利益剰余金（又は欠損金）
1　利益準備金
2　任意積立金
　配当平均積立金
　技術研究積立金
3　当期未処分利益剰余金（又は当期未処理欠損金）
　繰越利益剰余金期末残高（又は繰越欠損金期末残高）

当期純利益
(又は当期純損失)
利益剰余金合計
資本合計
負債資本合計
(脚注)
(1)――――――――――――――――
(2)――――――――――――――――
(3)――――――――――――――――

(甲) ××　(甲) ××

第二号表

損益計算書

自　年　月　日至　年　月　日

会社名

Ⅰ 売上高		
受注工事		××
製品		××
作業屑		××
原材料及び貯蔵品		××
Ⅱ 売上原価		
受注工事		××
製品		××
作業屑		××
原材料及び貯蔵品		××
売上総利益(又は売上総損失)		(甲)××
※Ⅲ 一般管理費及び販売費		(甲)××
営業利益(又は営業損失)		(甲)××
Ⅳ 営業外収益		××
1 原価差額		
2 受取利息及び配当金	××	
関係会社有価証券利息	××	
3 流動資産評価益		××
4 その他の営業外収益		××
当期総利益(又は当期損失)		(甲)××
Ⅴ 営業外費用		
1 原価差額		××
2 売掛利息		××
3 創業費償却		××
4 社債発行差金償却		××
5 株式発行費償却		××
6 貸倒損		××

第三号表

売上原価明細書

自　年　月　日至　年　月　日

会社名

Ⅰ 直接費		
1 直接材料費		
イ 主要材料費		××
ロ 部分品費		××
ハ その他		××
2 直接労務費		××
3 直接経費		××
4 自製品費		××
5 用役費		××
6 引当保証工事費		××
Ⅱ 間接費		××
売上原価合計		×××　(甲)×××

第四号表

剰余金計算書(又は欠損金計算書)

自　年　月　日至　年　月　日

会社名

利益剰余金(又は欠損金)の部

Ⅰ 利益準備金		××
1 前期期末残高		××
2 当期積立額		××
3 当期処分額		(-)××
4 当期資本組入額		××
5 当期期末残高		×××
Ⅱ 任意積立金		
1 配当平均積立金		
(1)前期期末残高		××
(2)当期積立額		××
(3)当期処分額		(-)××
(4)当期期末残高		××
2 抜術研究積立金		
(1)前期期末残高		××
(2)当期積立額		××
(3)当期処分額		(-)××
(4)当期期末残高		××
Ⅲ 当期未処分利益剰余金		××
1 前期未処分利益剰余金		
2 前期利益剰余金処分額		
(1)利益準備金	(-)××	
(2)税金	(-)××	
(3)配当金	(-)××	
(4)役員賞与金	(-)××	
(5)任意積立金		
配当平均積立金	(-)××	
抜術研究積立金	(-)××	
――――――		
(6)その他		
――――――	(-)××	
――――――	(-)××	
繰越利益剰余金		
(欠損の場合)		
Ⅳ 当期未処理欠損金		
1 前期未処理欠損金		
2 前期欠損金処理額		
(1)任意積立金及び資本剰余金繰入額		
任意積立金		
その他の資本剰余金		
(2)利益準備金繰入額		
(3)資本準備金繰入額		
(4)再評価積立金繰入額		
繰越欠損金		
3 繰越利益剰余金増加額(又は繰越欠損金減少高)		
(1)固定資産売却益		
(2)前期損益修正		
――――――		
(3)その他		

(3)当期処分額　(-)××
(4)当期期末残高　××
　××
3 (1)前期期末残高　××
(2)当期積立額　××
(3)当期処分額　(-)××
(4)当期期末残高　××
　×××
(利益の場合)
Ⅲ 当期未処分利益剰余金　××
1 前期未処分利益剰余金
2 前期利益剰余金処分額
(1)利益準備金　(-)××
(2)税　金　(-)××
(3)配当金　(-)××
(4)役員賞与金　(-)××
(5)任意積立金
配当平均積立金　(-)××
抜術研究積立金　(-)××
(6)その他
――――――　(-)××
――――――　(-)××
繰越利益剰余金
(欠損の場合)
Ⅳ 当期未処理欠損金
1 前期未処理欠損金　(-)××
2 前期欠損金処理額
(1)任意積立金及び資本剰余金繰入額
任意積立金　××
その他の資本剰余金　××
(2)利益準備金繰入額　××
(3)資本準備金繰入額　××
(4)再評価積立金繰入額　××
繰越欠損金　(-)××
3 繰越利益剰余金増加額(又は繰越欠損金減少高)　××
(1)固定資産売却益　××
(2)前期損益修正　××
(3)その他　××

4 繰越利益剰余金減少高(又は繰越欠損金増加高)
(1)固定資産売却損　(-)××
(2)固定資産評価損　(-)××
(3)前期損益修正
――――――　(-)××
――――――　(-)××
(4)その他
繰越利益剰余金期末残高(又は繰越欠損金期末残高)　(甲)××
5 当期純利益(又は当期純損失)　(甲)××
当期未処分利益剰余金(又は当期未処理欠損金)　(甲)×××
(当期末利益剰余金(又は当期末欠損金)　(甲)×××

資本剰余金の部

Ⅰ **資本準備金**
1 前期期末残高　××
2 前期欠損てん補額　(-)××
3 当期発生高
(1)株式発行差金　××
(2)株式振込剰余金　××
(3)固定資産評価益　××
(4)減資差益　××
(5)合併差益　××
4 当期処分額　(-)××
5 当期期末残高　×××
Ⅱ 再評価積立金
1 前期期末残高　××
2 前期欠損てん補額　(-)××
3 当期発生高　××
4 当期処分額　(-)××
5 当期期末残高　×××
Ⅲ その他の資本剰余金
1 前期期末残高　××
2 前期欠損てん補額　(-)××
3 当期発生高　××
4 当期処分額　(-)××
5 当期期末残高　×××
当期末資本剰余金　××

第五号表(A)　剰余金処分計算書

会社名

年月日

Ⅰ 任意積立金処分額		
1 配当平均積立金		×××
2 ――――		××
Ⅱ 当期末処分利益剰余金	(中)	×××
1 繰越利益剰余金期末残高		×××
(又は繰越欠損金期末残高)		
2 当期純利益	(中)	×××
(又は当期純損失)		
Ⅲ 利益剰余金処分額	(-)	×××
1 利益準備金	(-)	×××
2 税	(-)	×××
3 配当金	(-)	×××
4 役員賞与金		
5 任意積立金		
配当平均積立金	(-)	×××
退職研究積立金	(-)	×××
――――		
6 その他		
――――	(-)	×××
――――	(-)	×××
――――	(-)	×××
Ⅳ 次期繰越利益剰余金		×××

第五号表(B)　欠損金処理計算書

会社名

年月日

Ⅰ 当期未処理欠損金	(中)	×××
1 繰越欠損金期末残高		×××
(又は繰越利益剰余金期末残高)		
2 当期純損失	(中)	×××
(又は当期純利益)		
Ⅱ 欠損金処理額	(-)	×××
1 任意積立金繰入額及び資本剰余金繰入額		
任意積立金	××	
その他の資本剰余金	××	
2 利益準備金繰入額	××	
3 資本準備金繰入額	××	
4 再評価積立金繰入額	××	
Ⅲ 次期繰越欠損金		×××

第六号表　有価証券明細表

会社名

株式	銘柄	一株の金額	株数	取得価格	貸借対照表計上額	摘要
	計					
社及び地方債	銘柄	券面総額	取得価格	摘要	貸借対照表計上額	摘要
	計					
出資証券	種類	一口の金額	出資口数	出資総額	貸借対照表計上額	摘要
	計					
その他の有価証券	種類	取得価格	貸借対照表計上額	摘要		
	計					

(記載上の注意)

(イ)第三十七條第一項第二号、第三号及び第五号の有価証券以外の有価証券について記載する。

(ロ)銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が一万円に満たない場合には、当該有価証券に関する記載を省略できる。

(ハ)(株式)、(社債、国債及び地方債)、(出資証券)並びに(その他の有価証券)の項は、第三十七條第一項第一号の投資有価証券と第八條第一項第四号の有価証券とに区別して記載する。

(ニ)株式の銘柄は、「何会社第一新株」のように記載し、社債の銘柄は、「何会社第何回物上担保附何号社債」のように記載し、国債証券及び地方債証券の銘柄は、「第何回何分利附何国債」又は「第何回何分利附何債」のように記載する。

(ホ)取得価額については、その算定の基準としたため前しの方法を摘要欄に記載する。

(ヘ)貸借対照表計上額については、それが決定した評価基準を摘要欄に記載する。

第七号表　有形固定資産明細表

会社名

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却引当金	差引期末簿価	摘要
計							

(記載上の注意)

(イ)第二十條第一項各号の資産について記載する。

(ロ)貸借対照表に掲げる資産の科目を種類別に記載する。

(ハ)種類別による資産の貸借対照表計上額(取得価額から減価償却引当金を控除した額)の総額が一万円に満たない場合には、当該資産に関する記載を省略できる。

(ニ)資産を取得価額以外の評価基準により評価換した場合には、当該資産の取得価額を期首残高の欄(評価換した場合には期末残高の欄)に括弧書きで記載する。

(ホ)減価償却引当金は、その累計額を記載する。

(ヘ)期末残高から減価償却引当金を控除した金額を差引期末簿価の欄に記載する。

(ト)資産の著しい増減については、その事由を摘要欄に記載する。

第八号表　無形固定資産明細表

会社名

資産の種類	取得価額	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末簿価	摘要
計						

(記載上の注意)

(イ)第三十四條第一項各号の資産について記載する。

(ロ)貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載する。

(ハ)種類別による資産の貸借対照表計上額の総額が一万円に満たない場合には、当該資産に関する記載を省略できる。

(ニ)資産を取得価額以外の評価基準により評価換した場合には、当該評価額を取得価額の欄に記載し、取得価額は同欄に括弧書きで記載する。

(ホ)資産の著しい増減については、その事由を摘要欄に記載する。

第九号表　関係会社有価証券明細表

会社名

株式	銘柄	一株の金額	期首残高 取得価額	期首残高 貸借対照表計上額	当期増加額 株数	当期増加額 金額	当期減少額 株数	当期減少額 金額	期末残高 株数	期末残高 取得価額	期末残高 貸借対照表計上額	摘要
	計											
社債	銘柄		期首残高 取得価額	期首残高 貸借対照表計上額	当期増加額		当期減少額		期末残高 取得価額		期末残高 貸借対照表計上額	摘要
	計											

(記載上の注意)

(イ)第三十七條第一項第二号及び第三号の株式及び社債について記載する。

(ロ)銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が一万円に満たない場合には、当該有価証券に関する記載を省略できる。

(ハ)銘柄の記載は、株式第六号表の記載上の注意(ニ)に準ずる。

(ニ)取得価額については、その算定の基準としたため前しの方法を摘要欄に記載する。

(ホ)貸借対照表計上額については、それを決定した評価基準を摘要欄に記載する。

第十号表　関係会社出資金明細表

会社名

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
計					

(記載上の注意)

(イ)第三十七條第一項第五号の関係会社出資金について記載する。

(ロ)出資の條件及び出資金の著しい増減の事由を摘要欄に記載する。

第十一号表　関係会社貸付金明細表

会社名

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
計					

（記載上の注意）
(イ)第二十七條第一項第七号の関係会社長期貸付金について記載する。
(ロ)貸付の條件及び貸付金の著しい増減の事由を摘要欄に記載する。

第十二号表　社債明細表

会社名

銘柄	発行年月日	発行価格	利率	担保(種類、目的物及び順位)	償還期限	発行総額	償還額	未償還高	摘要
計									

（記載上の注意）
(イ)当該会社の発行する社債について記載する。
(ロ)銘柄は、「第何回物上担保附何号社債」のように記載する。
(ハ)発行価格は、券面百円についての価格を記載する。
(ニ)社債の発行による手取金の使途並びに転換社債については、転換條件、転換によるべき株式の内容及び転換を請求できる期間を摘要欄に記載する。

第十三号表　長期借入金明細表

会社名

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
計					

（記載上の注意）
(イ)第七十二條第一項第二号の長期借入金について記載する。
(ロ)借入金の使途、借入の條件及び著しい増減の事由を摘要欄に記載する。

第十四号表　関係会社借入金明細表

会社名

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
計					

（記載上の注意）
(イ)第七十二條第一項第三号の関係会社長期借入金について記載する。
(ロ)借入金の使途、借入の條件及び著しい増減の事由を摘要欄に記載する。

第十五号表　資本金明細表

会社名

銘柄		発行数	券面額又は一株の発行価額及び資本組入額	額面総額又は資本組入総額	上場取引所名	摘要
既発行株式	額面株式					
	小計					
	無額面株式					
	小計					
増資による新株式払込金	資本組入額	摘要				
	小計					
資本の額						

（記載上の注意）
(イ)当該会社の資本の額について記載する。
(ロ)銘柄は、株式の種類別に記載する。
(ハ)額面額又は一株の発行価額及び資本組入額欄の資本組入額については、当該株式の発行により増加した資本の額のうち当該株式一株に対応する額を記載する。
券面総額又は資本組入総額についても、これに準ずる。
(ニ)関係会社の所有株数を摘要欄に記載する。

(ホ)既発行株式のうち、準備金の資本組入、株式配当、転換社債の転換等の事由によりされたものについては、その旨及び内容を摘要欄に記載する。
(ヘ)準備金の資本組入額には、利益準備金、資本準備金又は再評価積立金を資本に組入れた場合における当該組入額について記載する。
(ト)準備金の資本組入については、内容を詳細に摘要欄に記載する。

第十六号表　減価償却費明細表

会社名

資産の種類	取得価額	当期償却額	償却額累計	期末簿価	償却累計率	償却方法	償却範囲額に対する過不足額 当期分	累計
計								

（記載上の注意）
(イ)第二十條第一項各号及び第三十四條第一項各号若しくは第三十七條第一項第八号の資産の減価償却費並びに第四十七條第一項第二号乃至第七号の繰延勘定を償却費について記載する。
(ロ)貸借対照表に掲げる資産の種類別に記載する。
(ハ)資産を取得価額以外の評価基準により評価換した場合には、当該評価額を取得価額欄に記載し、取得価額は同欄に括弧書きで記載する。
(ニ)償却累計率は、償却額累計の取得価額に対する割合を記載する。
(ホ)償却範囲額に対する過不足額は、当期償却額及び償却額累計の法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき資産の償却額に対する過不足額を記載し、不足額は(△)符号を附する。

◉郵政省告示第四百五号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十六年十一月一日から次の郵便局を設置し、これを特定郵便局長を長とする郵便局とする。但し、郵便物集配事務を取り扱わない。

昭和二十六年十月十九日

郵政大臣　佐藤　栄作

名称　位置

荒川尾久八郵便局　東京都荒川区尾久町八丁目（荒川局郵便区内）

◉郵政省告示第四百六号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十六年十一月一日から次の郵便局を改称する。

昭和二十六年十月十九日

郵政大臣　佐藤　栄作

現名称　改称位置

唐原郵便局　福岡県築上郡南吉富村

◉郵政省告示第四百七号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第三條及び外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）第五條の規定に基き、昭和二十六年五月郵政省告示第百九十二号による風景入通信日附印を次のように使用する。

昭和二十六年十月十九日

郵政大臣　佐藤　栄作

使用局　形式

茨城県古河郵便局

茨城県笠間郵便局

新潟県高田郵便局

三重県二見郵便局

富山県魚津郵便局

京都府右京郵便局

愛媛県吉野郵便局

昭26.10.19. 第7435号

山形県
山寺郵便局
使用開始年月日
以上昭和二十六年十月二十日

国会事項

○衆　議　院

◉議案提出　十月十七日内閣から提出した議案は次の通りである。
昭和二十六年度一般会計予算補正（第1号）
昭和二十六年度特別会計予算補正（特第1号）
昭和二十六年度政府関係機関予算補正（機第2号）

◉議案受領（予備審査）　十月十七日内閣から左の議案が送付された。
昭和二十六年度一般会計予算補正（第一号）
昭和二十六年度特別会計予算補正（特第一号）
昭和二十六年度政府関係機関予算補正（機第一号）

◉議案付託（予備審査）　十月十七日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。
昭和二十六年度一般会計予算補正（第二号）（閣予第一号）
昭和二十六年度特別会計予算補正（特第一号）（閣予第一号）
昭和二十六年度政府関係機関予算補正（機第二号）（閣予第二号）
予算委員会に付託

○参　議　院

◉議案受領（予備審査）　十月十七日内閣から左の議案が送付された。
昭和二十六年度一般会計予算補正（第一号）
昭和二十六年度特別会計予算補正（特第一号）
昭和二十六年度政府関係機関予算補正（機第一号）

◉議案付託（予備審査）　十月十七日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。
昭和二十六年度一般会計予算補正（第二号）（閣予第一号）
昭和二十六年度特別会計予算補正（特第一号）（閣予第一号）
昭和二十六年度政府関係機関予算補正（機第二号）（閣予第二号）
予算委員会に付託

叙任及び辞令

○内　閣

（在ロンドン日本政府在外事務所長）外務事務官　朝海浩一郎
ポルトガル国リスボンにおいて開催の第七回国際小麦理事会に日本政府代表として出席を命ずる

農林技官　松本　英三
ポルトガル国リスボンにおいて開催の第七回国際小麦理事会に日本政府代表代理として出席を命ずる（以上十月十六日）

○総　理　府

全国選挙管理委員会委員長　牧野　良三
グレート・ブリテン、ドイツ及びアメリカの三ケ国へ出張を命ずる（十月十六日）

○文　部　省

文部教官　木田　朝男
兼ねて金沢大学金沢高等師範学校教授に補する（四月一日）

同　山本　政治
愛知学芸大学附属名古屋小学校長、附属春日井小学校長および附属幼稚園長山本喜三海外出張不在中事務代理を命ずる（五月二十三日）

同　内藤卯三郎
アメリカ合衆国へ出張を命ずる（九月十日）

同　荘司　雅子
同　杉谷　雅文
佐藤　清太
（各通）
兼ねて広島大学助教授に補する（九月十一日）

文部教官　二方　義
兼官を免ずる（九月十二日）

文部教官　石川　章一
福井大学助教授を免ずる

服部英次郎
名古屋大学文学部長事務代理を免ずる

同　西平　英夫
山口大学教育学部防衛分校主事渡辺唯雄海外出張不在中事務代理を命ずる

同　栗原　一男
弘前大学長事務代理を免ずる

四方　博
同　工藤　好美
名古屋大学学生部長に補する

同　村山　泰雄
名古屋大学学生部長を免ずる（以上九月二十一日）

○厚　生　省

休職厚生事務官　谷村　信郷
復職を命ずる

同　高橋　勝司
十級一号俸を給する

国立松山病院勤務を命ずる（五月十四日）

同　郡司　明
復職を命ずる

運輸技官　染谷　正二
十級一号俸を給する

国立松山病院庶務課長を命ずる（九月一日）

○農　林　省

農林技官　石原信太郎
願に依り本官を免ずる（九月十五日）

○運　輸　省

◉昭和二十六年十月十三日
運輸技官　大庭　哲夫
航空庁長官に任ずる

運輸教官　大岡　茂
航海訓練所助教授を命ずる

地方事務官　池上　文
香川県陸運事務所登録機材課長を命ずる

同　藤田　健吾
愛媛県陸運事務所登録機材課長心得を命ずる

地方技官　内川淳一郎
高知県陸運事務所登録機材課長を命ずる（以上七月一日）

地方事務官　逢坂　嘉行
徳島県陸運事務所登録機材課長を命ずる（九月一日）

航空庁長官　大庭　哲夫
十三級一号俸を給する

運輸事務次官　秋山　龍
航空庁長官事務取扱を免ずる（以上十月十三日）

同　末永　楢六
願に依り商船管理委員会理事を免ずる（十月十五日）

運輸事務官　加藤　圭男
関東海運局勤務を命ずる

同　村山　泰雄
北海海運局室蘭支局長を命ずる

三浦　欣三
北海海運局運航部港運課長兼務を命ずる

同　郡司　明
関東海運局千葉支局長心得兼務を免ずる

運輸技官　染谷　正二
関東海運局千葉支局長を命ずる（以上十月十六日）

○郵　政　省

郵政事務官　楠田　源蔵
板橋郵便局長を命ずる

同　辻　直治
板橋郵便局長心得兼務を免ずる（以上十月九日）

皇室事項

◉御陵参　天皇陛下は、十月十九日国立博物館へ行幸につき、除喪あらせられる。

法務府公告

○工場財団

大阪府吹田市四九七三の一日本触媒化学工業株式会社より大阪府吹田市四九七三の一外一五筆所在の日本触媒化学工業株式会社工場に属する土地、工作物並びに機械器具等に対し工場財団組成のため所有権保存登記の申請があったので右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申出ること。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十月十九日
大阪法務局吹田出張所

裁判所公告　（●印は新料金）

○相続財産管理人選任

●昭和二十六年（家）第二二二号
本籍福岡県鞍手郡小竹町大字御徳五百八十番地、住所宮崎県児湯郡川南村大字川南無番地
申立人　吉野　政子
本籍並びに最後の住所　福岡県鞍手郡小竹町大字新多二百七十四番地
出生の場所　福岡県鞍手郡木屋瀬村
出生の年月日　明治十二年三月五日
死亡の場所　福岡県鞍手郡小竹町大字新多二百七十四番地
死亡の年月日　明治四十一年八月二十三日
職業無職
被相続人　亡　吉良　マツ
右吉野政子の申立により右被相続人の財産管理人として住所福岡県鞍手郡小竹町御徳五百八十番地吉野研一を選任した。
昭和二十六年十月二日
福岡家庭裁判所直方支部

●昭和二十六年（家）第九四九号
本籍朝鮮忠清南道牙山郡松岳面首谷里
最後の住所宮城県宮城郡広瀬村上愛子字北原
被相続人　亡　中　石根
右被相続人中石根の利害関係人宮城県宮城郡広瀬村上愛子字街道二十二番地の一二瓶庄三郎の申立により右被相続人中石根の財産管理人として右申立人二瓶庄三郎を選任した。
昭和二十六年十月八日
仙台家庭裁判所

○禁治産宣告

●昭和二十六年（家）第六二一七号
本籍栃木県下都賀郡大宮村大字平柳千三百六番地の一、住所東京都新宿区矢来町八十七番地
事件本人　佐山　恒雄
明治四十四年十二月一日生
東京都新宿区矢来町八十七番地佐山ツミの申立により右事件本人に対し禁治産を宣告した。
昭和二十六年十月十一日
東京家庭裁判所

●昭和二十六年（家）第九四九号
本籍福岡県宮城郡松島町大字高城字北原
最後の住所宮城県宮城郡広瀬村上愛子字北原
被相続人　亡　中　石根
右被相続人中石根の利害関係人宮城県宮城郡広瀬村上愛子字街道二十二番地の一二瓶庄三郎の申立により右被相続人中石根の財産管理人として右申立人二瓶庄三郎を選任した。
昭和二十六年十月八日
仙台家庭裁判所

●昭和二十六年（家）第六二一七号
本籍栃木県下都賀郡大宮村大字平柳千三百六番地の一、住所東京都新宿区矢来町八十七番地
事件本人　佐山　恒雄
明治四十四年十二月一日生
東京都新宿区矢来町八十七番地佐山ツミの申立により右事件本人に対し禁治産を宣告した。
昭和二十六年十月十一日
東京家庭裁判所

●昭和二十六年（家）第九四九号
本籍朝鮮忠清南道牙山郡松岳面首谷里
最後の住所宮城県宮城郡広瀬村上愛子字北原
被相続人　亡　中　石根
右被相続人中石根の利害関係人宮城県宮城郡広瀬村上愛子字街道二十二番地の一二瓶庄三郎の申立により右被相続人中石根の財産管理人として右申立人二瓶庄三郎を選任した。
昭和二十六年十月八日
仙台家庭裁判所

●昭和二十六年（家）第一〇七号
本籍福井県坂井郡竹田村大字竹原五十八
申立人　田中　豊正
右代理人弁護士　小川益太郎
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があったから其所持人は昭和二十六年十二月十八日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月十八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑
（別紙）
目　録
信越化学工業株式会社株式百株券二十四枚、五十株券十枚、十株券十枚
百株券の記号番号　戊波第三六五二号、同第三六五三号、同第四七一一号、同第四九八三号、同第五〇六七号、同第五一五四号、自同第五三八八号、同第五三五五号至同第五三八八号、同第六三一九号、同第六三二〇号、同第六三三〇号、同第八一二五号、同第八一三〇号、自同第八四五五号至同第八四五八号、同第一二六三号
五十株券の記号番号　丙は第二〇三二五号、同第二〇二四四号
十株券の記号番号　自甲は第一二〇九号至同第一二三号、甲は第二七四三〇五号
以上各一株の金額　孰れも五十円全額拂込済
最終株主名義　田中豊正

●昭和二十六年（ハ）第六〇二号
長野県下高井郡平岡村大字竹原五七八
申立人　田中　豊正
右代理人弁護士　小川益太郎
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があったから其所持人は昭和二十六年十二月十八日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月十八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑
（別紙）
目　録
北海道炭鉱汽船株式会社百株券三枚
記号番号　(ア)丁四五〇(ロ)丁三一九三八、三一九三五番
額面金額　五千円
発行年月日　(ア)大正九年三月一日(ロ)昭和二十五年二月二十日
最終名義人　谷口一郎
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があったから其所持人は昭和二十六年十二月十八日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月十八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑
（別紙）
目　録
北海道炭鉱汽船株式会社百株券三枚
記号番号　(ア)丁四五〇(ロ)丁三一九三八、三一九三五番
額面金額　五千円
発行年月日　(ア)大正九年三月一日(ロ)昭和二十五年二月二十日
最終名義人　谷口一郎

●昭和二十六年（ハ）第六三一号
本籍中郡西秦野村千村五百十六番地、住所中郡二宮町小西二百四十番地、国立東京第一病院二宮分院内
申立人　藤間　春子
本籍中郡西秦野村千村五百十六番地、住所足柄下郡下曾我村曾我岸百四十八番地、曾我病院内
事件本人　藤間　森義
大正元年九月十三日生
右申立人の申立により当裁判所は事件本人を心身喪失の状況にあるものと認め同人に対し、禁治産を宣告した。
昭和二十六年十月十一日
横浜家庭裁判所小田原支部

●本籍並びに住所新潟県長岡市本町四丁目八百三十八番地
事件本人　今井　源作
明治四十年四月十一日生
右者の妻今井歌子の申立により当裁判所は右事件本人を心神喪失の常況にあるものと認め同人に対し禁治産を宣告した。
昭和二十六年九月二十七日
新潟家庭裁判所長岡支部

○準禁治産宣告

●昭和二十六年（ハ）第九四四号
本籍並びに住所長野県埴科郡西條村三千三百五十五番地
事件本人　永井　由治
明治八年十月二十九日生
長野県埴科郡西條村三千三百五十五番地永井泰雄の申立により右事件本人を浪費者と認め昭和二十六年九月十八日準禁治産の宣告を為した。
昭和二十六年十月十一日
長野家庭裁判所上田支部

●本籍及び住所大阪府泉北郡横山村大字北田中三四六番地
辻　重一
大正五年六月二十一日生
右の者に対し大阪府泉北郡横山村大字北田中三一一番地、納家定雄、大阪府泉北郡横山村大字九鬼四四六番地、和田宗太郎の申立により当裁判所は昭和二十六年六月二十一日準禁治産宣告をした。
昭和二十六年十月九日
大阪家庭裁判所岸和田支部

●昭和二十六年（ハ）第六〇二号
長野県下高井郡平岡村大字竹原五七八
申立人　田中　豊正
右代理人弁護士　小川益太郎
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があったから其所持人は昭和二十六年十二月十八日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月十八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑
（別紙）
目　録
北海道炭鉱汽船株式会社百株券三枚
記号番号　(ア)丁四五〇(ロ)丁三一九三八、三一九三五番
額面金額　五千円
発行年月日　(ア)大正九年三月一日(ロ)昭和二十五年二月二十日
最終名義人　谷口一郎
日本カーバイド工業株式会社百株券三枚
記号番号　(ア)と丙一一〇一八、一一〇一九(ロ)ヘ丙四〇九八
額面金額　五千円　全額拂込済
発行年月日　(ア)昭和二十五年一月十日(ロ)昭和二十四年五月一日
日産化学工業株式会社百株券二枚
記号番号　(イ)甲四四五五(ロ)の甲一
額面金額　五千円　全額拂込済
発行年月日　(イ)昭和二十四年十二月一日(ロ)昭和二十四年七月一日
昭和石油株式会社百株券一枚
記号番号　に乙一〇七五二
額面金額　五千円　全額拂込済
発行年月日　昭和二十四年五月二十五日
東洋高圧工業株式会社百株券二枚十株券十枚
記号番号　(ア)RB二〇六〇二、二〇六〇三(ロ)丙一五四六五、一七四一五、一七四一六、自一二九四七至一二九四九(ハ)三合丙自一二三一至一二三四
額面金額　(ア)五千円(ロ)(ハ)五百円　全額拂込済
発行年月日　(ア)昭和二十五年三月一日(ロ)昭和十二年六月一日(ハ)昭和十二年二月十一日
日清製粉株式会社十株券十枚
記号番号　戊七二七、九九九六、三一五五六五、自一七四二至一七四五
額面金額　五百円　全額拂込済
発行年月日　昭和十二年七月十九日
三菱鉱業株式会社百株券一枚五十株券二枚
記号番号　(ア)ォ二五九三一(ロ)は丁六七三五九九、六七四〇〇
額面金額　(ア)五千円(ロ)二千五百円　全額拂込済
発行年月日　(ア)昭和二十五年三月十五日(ロ)昭和二十年九月二十日
以上七会社共
一株の金額　五十円
最終名義人　谷口一郎
日東化学工業株式会社五十株券一枚
記号番号　と三七二
額面金額　二千五百円　全額拂込済
発行年月日　昭和十九年二月二十日
一株の金額　五十円
最終名義人　谷口嘉雄

●**昭和二十六年(ヘ)第六五九号**
長野県諏訪市大字上諏訪四一三五
申立人 深沢 乙女
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があったから其所持人は昭和二十七年五月十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十一日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康

(別紙)
日本セメント株式会社(記名式、普通株)
一種類
数量 三百株(株券三枚)
一株の払込金額 金五千円(百株券)
記号番号 そ丙五一三八九同五一三八八同五一三八七同五一三
発行者 日本セメント株式会社取締役社長井上英熙
発行年月日 昭和二十五年四月一日
最終株主 深沢乙女

●**昭和二十六年(ヘ)第六六一号**
福岡県福岡市西町三九
申立人 杉山 久治
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があったから其所持人は昭和二十七年五月十八日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十一日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙)
日本電気株式会社株式百株券四枚
記号番号 第四新戊自第六四五二号至第六四五六号
額面金額 金五千円也(全額拂込済)
一株の金額 金五十円也
発行年月日 昭和二十四年十二月二十日
発行者 日本電気株式会社社長渡辺 弌衛
最終株式名義人 塩谷昇
最終株式所持人 塩谷栄

●**昭和二十六年(ヘ)第六六四号**
兵庫県多可郡西脇町西脇
申立人 森鼻 正美
蔵野 安雄
右代理人
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があったから其所持人は昭和二十七年五月十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十五日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 緑

(別紙)
日本鋼管株式会社株式
株数 二百株券一枚
額面金額 金五十円也(全額拂込済)
一株の金額 金五十円也
株券最終名義人 沢田キヨ

○除権判決

●**昭和二十五年(ヘ)第一〇七二号**
三重県松阪市大字松阪西町五の八七二
申立人 紙谷藤四郎
右代理人弁護士 小津 茂郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告をなした処昭和二十六年七月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月四日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 緑

(別紙)
一株式銘柄 日本鉱業株式会社
株券種類及び数量 株式一百株券一枚
株券額面 金五千円也
拂込金額 金五千円也
記号番号 B第三二九号
発行年月日 昭和二十四年八月二十五日
発行者 日本鉱業株式会社取締役社長岡部鵬男
最終名義人 紙谷藤四郎

●**昭和二十六年(ヘ)第一〇八〇号**
福井県福井市御幸形町四四の一五
申立人 福井信用組合 理事 青木 憲三
右代理人 中村 清
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告をなした処昭和二十六年八月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月四日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 緑

(別紙)
目 録
三菱商造株式会社(旧称昭和農産化工株式会社)株式五十株券二枚
但し
株券額面額 各金二千五百円也
一株に付拂込 金五十円也
記号番号 (イ)ほ第二五三三号(ロ)ほ第三一一七号
発行年月日 昭和十八年十一月三日
発行者 昭和農産化工株式会社取締役社長鈴木三千代
発行当初株主 (イ)吉村六郎(ロ)小寺茂夫
最終株主 森辰次郎
最終所持人 福井信用組合組合長理事青木憲三

(別紙)
目 録
長岡製紙株式会社株式十株券十枚
額面金額 金五百円也
記号番号 仁自第三五〇九号至第三五一二号 自第九四八一号至第九四八五号 第五七二号
発行年月日 昭和八年八月一日
最終株主 杉山 久治
最終所持人 杉山久

●**昭和二十六年(ヘ)第六六三号**
東京都世田谷区成城町七一四
申立人 塩谷 栄
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があったから其所持人は昭和二十七年五月十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十一日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙)
目 録
日本電気株式会社株式百株券四枚
記号番号 第四新戊自第六四五二号
至第六四五六号
額面金額 金五千円也(全額拂込済)
一株の金額 金五十円也
発行年月日 昭和二十四年十二月二十日
発行者 日本電気株式会社社長渡辺 弌衛
最終株式名義人 塩谷昇
最終株式所持人 塩谷栄

●**昭和二十六年(ヘ)第六六四号**
兵庫県多可郡西脇町西脇
申立人 森鼻 正美
蔵野 安雄
右代理人
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があったから其所持人は昭和二十七年五月十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年九月二十一日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙)
目 録
日本鋼管株式会社株式
株数 二百株券一枚
額面金額 金五十円也(全額拂込済)
一株の金額 金五十円也
株券最終名義人 沢田キヨ

○除権判決

●**昭和二十五年(ヘ)第一〇七二号**
三重県松阪市大字松阪西町五の八七二
申立人 紙谷藤四郎
右代理人弁護士 小津 茂郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告をなした処昭和二十六年七月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月四日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 緑

(別紙)
目 録
株券額面 金五千円也
拂込金額 金五千円也
記号番号 B第三二九号
発行年月日 昭和二十四年八月二十五日
発行者 日本鉱業株式会社取締役社長岡部鵬男
最終名義人 紙谷藤四郎

●**昭和二十六年(ヘ)第一〇八〇号**
福井県福井市御幸形町四四の一五
申立人 福井信用組合 理事 青木 憲三
右代理人 中村 清
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告をなした処昭和二十六年八月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月四日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 緑

(別紙)
目 録
三菱商造株式会社(旧称昭和農産化工株式会社)株式五十株券二枚
但し
株券額面額 各金二千五百円也
一株に付拂込 金五十円也
記号番号 (イ)ほ第二五三三号(ロ)ほ第三一一七号
発行年月日 昭和十八年十一月三日
発行者 昭和農産化工株式会社取締役社長鈴木三千代
発行当初株主 (イ)吉村六郎(ロ)小寺茂夫
最終株主 森辰次郎
最終所持人 福井信用組合組合長理事青木憲三

●**昭和二十五年(ヘ)第一〇八二号**
山口県熊毛郡麻里村第一六四七
申立人 谷村 貞一
右代理人 江東 茂雄
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告をなした処昭和二十六年八月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月六日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙)
目 録
日本石油株式会社株式五十株券二枚
記号番号 仁戊第一四三号、第五七五号
株券額面 一株に付金五十円
拂込金額 金二十円五十銭
発行者 日本石油株式会社
最終名義人 谷村貞一
発行年月日 昭和十六年八月一日
鐘淵紡績株式会社株式旧株式十株券一枚、一株券三枚、新株式一株券八枚
記号番号 乙第六一〇〇四号、甲第自一六四五七九号至一六四五八一号、い第自五一〇四〇号至五〇四七号
株券額面 一株に付金五十円
拂込金額 金五十円
発行者 鐘淵紡績株式会社
最終名義人 谷村貞一

●**昭和二十五年(ヘ)第一〇八四号**
大阪市東区本町二の三六
申立人 伊藤忠商事株式会社
右代表取締役 小嘗宇一郎
右代理人弁護士 栄木 忠常
別紙目録表示の小切手に付申立人の申立によって公示催告をなした処昭和二十六年八月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右小切手を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記小切手の無効を宣言する。
昭和二十六年九月六日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙)
目 録
(イ)小切手(横線持参人拂)
一種類
数量 一枚
金額 二百万円也
振出人 伊藤忠商事株式会社東京支店
小切手所持人 伊藤忠商事株式会社
支拂銀行 東京銀行本店
小切手番号 東京銀行本店小切手嘗は〇〇七二八六号
日附 昭和二十五年十二月十三日

●**昭和二十五年(ヘ)第一〇八五号**
千葉県安房郡嘗呂村仲五九八
申立人 佐久間房次郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告をなした処昭和二十六年八月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月三日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙)
目 録
東邦レーヨン株式会社株式一百株券一枚
記号番号 あ甲四七八一号
額面 五千円也
一株に付拂込額 五千円也
発行年月日 昭和二十五年九月十五日
最終名義人 佐久間房次郎

●**昭和二十五年(ヘ)第一〇八六号**
東京都文京区根津須賀町十番地
申立人 松阪 重利
右代理人 林 音五郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告をなした処昭和二十六年八月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月三日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙)
目 録
日本石油株式会社株式
株数 二百株、五十株券四枚
記号番号 乙第三九三〇号乙第三九三九号戊第三一〇〇号戊第八二八七号
株券最終名義人 株式会社黒川商店
最終所持人 森鼻正美
額面金額 金二千五百円也
一株金額 金五十円也(全額拂込済)

●**昭和二十六年(ヘ)第六六五号**
東京都新宿区歌舞抜町八七九
申立人 沢田 キヨ
右代理人 蔵野 安雄
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があったから其所持人は昭和二十七年五月十二日午前十時迄

権利を届出で且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月六日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙)
目 録
味の素株式会社株式三百株
種類 数額 一百株券三枚
記号、番号 B甲三三二六号、三三二七号、二五三三号
額面金額 金五千円也
拂込金額 金五千円也
発行年月日 昭和二十四年十二月一日
名義人の氏名 松坂重利

●**昭和二十五年(ヘ)第一〇八七号**
大阪市天王寺区小橋元町八九
申立人 金井徳二郎
右代理人 紫竹 治一
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告をなした処昭和二十六年八月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月三日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙)
目 録
日本鉱業株式会社株式百株券十一枚、一株券十三枚
記号番号 (イ)甲自第一一四八三〇号至第一一四八三五号(ロ)乙自第四一二八一号至第四一二八四号(ハ)第二〇〇二八号至第二〇〇二九号(ニ)を自第二二八四六一号至第二二八四七三号(ホ)よ第二二八〇一号至第二二五六一号至第二二五六二号(ヘ)た自第五二七六一号至第五二七六四号
額面及び拂込金額 (イ)(ニ)(ヘ)金五十円
(ロ)(ハ)(ホ)金五百円
発行年月日 (イ)(ロ)昭和十四年三月三日(ハ)(ニ)昭和十六年十一月十三日(ホ)(ヘ)昭和十八年九月十五日
最終名義人 金井徳二郎

●**昭和二十五年(ヘ)第一〇九〇号**
神奈川県鎌倉市材木座乱橋一〇一
申立人 穂積 重威
右同所同番地 穂積安芸子
右同所同番地 穂積 忠夫
右同所同番地 穂積 重憲
右同所同番地 同 同 英夫
右同所同番地 穂積 信夫
右代理人 穂積 義明

(別紙)
目 録
日本鉱業株式会社株券十株券十一枚、一株券十三枚
記号番号 (イ)甲自第一一四八三〇号至第一四八三五号(ロ)乙自第四一二八一号至第四一二八四号(ハ)第二〇〇二八号至第二〇〇二九号(ニ)を自第二二八四六一号至第二二八四七三号(ホ)よ第二二八〇一号至第二二五六一号至第二二五六二号(ヘ)た自第五二七六一号至第五二七六四号
額面及び拂込金額 (イ)(ニ)(ヘ)金五十円
(ロ)(ハ)(ホ)金五百円
発行年月日 (イ)(ロ)昭和十四年三月三日(ハ)(ニ)昭和十六年十一月十三日(ホ)昭和十八年九月十五日
最終名義人 金井徳二郎

●**昭和二十五年(ヘ)第一〇九一号**
福岡県福岡市野間新町二の二三
申立人 泉 昭雄
右代理人 黒須 幸男
右復代理人 幾度 治
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告をなした処昭和二十六年八月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月四日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 緑

(別紙)
目 録
東洋レーヨン株式会社発行一百株券一枚
記号番号 千第五〇二三号
発行年月日 昭和二十四年十二月一日
最終名義人 泉昭雄
最終所持人 同右

●**昭和二十五年(ヘ)第一〇九四号**
栃木県宇都宮市三條町一三〇六
申立人 宇都宮証券株式会社
右代表取締役 和気末次郎
右代理人 和気 晃

(別紙)
目 録
東洋レーヨン株式会社発行一百株券一枚
記号番号 千第五〇二三号
発行年月日 昭和二十四年十二月一日
最終名義人 泉昭雄
最終所持人 同右

●**昭和二十五年(ヘ)第一〇九五号**
神奈川県鎌倉市大船台三七二
申立人 横田 忠夫
右代理人 富山正五郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告をなした処昭和二十六年八月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月四日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 緑

(別紙)
目 録
鐘淵紡績株式会社株式百株券一枚
但し
株券額面 一株に付金五十円也
拂込金額 一株に付金五十円也拂込
株券記番号 D第一八三八号
発行者 鐘淵紡績株式会社
最終株主 根本正一
最終所持人 宇都宮証券株式会社

●**昭和二十五年(ヘ)第一〇九六号**
香川県高松市松島町二の二二
申立人 河野 勝馬
右代理人 糸永 和夫
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告をなした処昭和二十六年八月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月四日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 緑

(別紙)
目 録
大同石油株式会社株式
一種類
数量 一百株券一枚
一枚の株券額面 金五千円
一株の拂込金額 金五十円
記号、番号 波甲第七二号
発行者 大同石油株式会社取締役社長早川静男
発行年月日 昭和二十五年一月十三日
最終名義人 横田忠夫
最終所持人 横田忠夫

●**昭和二十五年(ヘ)第一〇九九号**
香川県高松市松島町二の二二
申立人 勝馬 河野
右代理人 糸永 和夫
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告をなした処昭和二十六年八月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月四日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 緑

(別紙)
目 録
三菱倉庫株式会社株式一百株券一枚
記号、番号 は丁第〇六一四〇号
額面 金五千円
一株の拂込金額 五千円(全額拂込済)
発行年月日 昭和二十五年二月一日
発行者 三菱倉庫株式会社
最終名義人 竹内正太
日本精工株式会社株式一百株二枚
記号、番号 わ号丁自第一六八一一号至第一六八二〇号
額面 金二万円
一株の拂込金額 五十円(全額拂込済)
発行年月日 昭和二十四年七月二十日
発行者 日本精工株式会社
最終名義人 竹内正太

●**昭和二十五年(ヘ)第一一〇二号**
神奈川県横浜市港北区日吉町二一七
申立人 竹内 千加
右代理人 千加 清
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告をなした処昭和二十六年八月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月四日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 緑

(別紙)
目 録
大多喜天然瓦斯株式会社発行株式十株券十二枚
記号番号 D自丙第二一六六号至丙第二一七〇号、自丙第二三七六号至丙第二三八〇号、丙第三〇八七号、丙第三〇八八号、丙第三〇八九号
額面 金五百円也
同会社発行株式五十株券一枚
記号番号 乙第八五三三号
額面 金二千五百円也
以上各株式の
一株の金額 金五十円也(全額拂込済)
発行日 昭和十五年三月一日
最終株主 河野勝馬
最後の所持人 河野勝馬

●**昭和二十五年(ヘ)第一一〇三号**
神奈川県横浜市港北区日吉町二一七
申立人 竹内 正太
右代理人 千加 清
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告をなした処昭和二十六年八月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月四日
東京簡易裁判所
裁判官 大竹 緑

(別紙)
目 録
三菱倉庫株式会社株式一百株券一枚
記号、番号 は丁第〇六一四〇号
額面 金五千円
一株の拂込金額 五十円(全額拂込済)
発行年月日 昭和二十五年二月一日
発行者 三菱倉庫株式会社
最終名義人 竹内正太
日本精工株式会社株式一百株二枚
記号、番号 わ号丁自第一六八一一号至第一六八二〇号
額面 金二万円
一株の拂込金額 五十円(全額拂込済)
発行年月日 昭和二十四年七月二十日
発行者 日本精工株式会社
最終名義人 竹内正太

会社その他の公告

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年八月三十一日の株主総会の決議に依り解散したので当会社に対し債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。
昭和二十六年十月十二日
香川県綾歌郡川西村大字西二二三五の五
讃岐農機工業株式会社
清算人 高木 勉

合併公告
昭和二十六年九月一日開催の臨時株主総会において下記会社は合併して甲は存続し乙は解散することに決議致しましたから右合併に異議ある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十六年十月十九日
東京都文京区駒込上富士前町九〇番地
甲 株式会社田島製作所
東京都北区西ヶ原町二八六番地
乙 ジヤワ島製薬株式会社

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年九月二日の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十月十九日
東京都北区西ヶ原町二八六番地
ジヤワ島製薬株式会社
清算人 織田儀太郎

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年九月二十日株主総会の決議により解散しました。当会社に債権を有する方は第一回公告の翌日から二箇月以内に御申出のないと清算から除斥致します。
昭和二十六年十月一日
仙台市小田原金剛院町六番地の二
福助東北販売株式会社
清算人 佐野 粲次

第7435号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　◉号外　●10月15日附衆会第四号一二頁　●同十六日附参会第五号（その二）八頁　●同十七日附参会第六号一二頁

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年八月二十九日臨時株主総会の決議に依り解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。

Aspeed タイム・スタンプ
電報、書簡、送り状、伝票の発受に競技場、競技場の出入に
一触！
全国電報局御指定
正確な時分を明瞭に印字する
（カタログ送呈）

FEB 6 AM 4-36
東京・杉並・堀ノ内
中島精密工業株式会社
電話中野(38)1467・3406・4291・4068番

昭和二十六年十月十日
富山県下新川郡道下村釈迦堂八一四番地　帝国造船株式会社
右代表清算人　斎藤浅次郎

解散公告（第一回）

当漁業会は水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律（昭和二十二年法律第二百四十三号）第一條第五項の規定により昭和二十六年九月一日解散したから当漁業会に債権を有せられる方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。

昭和二十六年十月十九日
大阪市西淀川区大和田町九七番地　大阪市漁業会
清算人　浜口　市蔵

大阪市住吉区浜口町四四三番地　大阪住吉漁業会
清算人　湯原藤兵衛

堺市出島町一丁一二四番地　堺市出島漁業会
清算人　住　留吉

堺市浜寺石津町中四丁五八四番地　堺市浜寺漁業会
清算人　宮田邛三郎

大阪府泉北郡高石町北五五九番地　高石町漁業会
清算人　中山　来吉

泉大津市助松六三五番地　助松漁業会
清算人　矢野　丑松

泉大津市東港町八九番地　泉大津漁業会
清算人　藤原安太郎

大阪府泉北郡忠岡町忠岡一三七一番地　忠岡町漁業会
清算人　村田亥之松

岸和田市磯上町五〇三番地　磯上漁業会
清算人　雪本　繁一

岸和田市春木町一五三四番地　春木漁業会
清算人　片山　由松

岸和田市大工町二九九番地　岸和田市漁業会
清算人　加減好治郎

貝塚市津田二五八番地　津田漁業会
清算人　岸本徳太郎

貝塚市脇浜三九一番地　脇浜漁業会
清算人　栃谷徳太郎

泉佐野市鶴原二五五四番地の三　北中通漁業会
清算人　大野宇與茂

泉佐野市五二一〇番地　佐野漁業会
清算人　下代甚之助

大阪府泉南郡田尻村嘉祥寺一〇〇一番地　田尻村漁業会
清算人　沢野隊太郎

大阪府泉南郡西信達村大字岡田七七二番地　西信達村漁業会
清算人　植野　佐七

大阪府泉南郡樽井町四番地　樽井漁業会
清算人　喜納好次郎

大阪府泉南郡尾崎町一〇一一番地　尾崎町漁業会
清算人　魚本楠己太郎

大阪府泉南郡西鳥取村大字波有手一〇一六番地の二　西鳥取村漁業会
清算人　相良　龍蔵

大阪府泉南郡下荘村大字箱作一三六二番地　下荘村漁業会
清算人　永田政治郎

大阪府泉南郡淡輪村四五九二番地　淡輪村漁業会
清算人　高橋　茂信

大阪府泉南郡深日町二九三七番地　深日漁業会
清算人　中村　豊一

大阪府泉南郡多奈川町谷川二九一九番地　谷川漁業会
清算人　西田真八郎

高槻市大字中小路官有地二〇番地　淀川非出資漁業会
清算人　中井與次郎

高槻市大字原一五〇番地　北摂非出資漁業会
清算人　村田　実

大阪府三島郡石河村大字大門寺九七番地　安威川上流非出資漁業会
清算人　添野　智光

合併公告

昭和二十六年十月十五日開催の各株主総会において左記会社は合併して甲は存続し乙は解散することに決議致しましたから右合併に異議ある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十月十五日
横浜市磯子区丸山町二五二番地　甲　太陽石油株式会社
横浜市磯子区丸山町二五二番地　乙　日本潤滑油株式会社

組織変更公告

当会社は昭和二十六年十月十日総社員一致に依る総会の決議を以て組織を変更し古矢建設株式会社と為すことを決議した。若しこれに異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に申出られたい。

昭和二十六年十月十二日
神奈川県平塚市平塚二千二百二十二番地　有限会社古矢組
代表取締役　古矢太三郎

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年八月二十八日解散しましたから債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に其の債権を申出で下さい。右期間内に申出なきときは其の債権は清算より除斥されます。右公告します。

昭和二十六年九月八日
滋賀県東浅井郡虎姫町大字五村三二六番地　東和商事株式会社
清算人　大森国太郎　馬場繁

解散公告（第二回）

当組合は昭和二十六年八月三十日の臨時総会の決議により解散致しましたので当組合に対し債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除外致します。

昭和二十六年十月十九日
名古屋市中区仲ノ町二丁目十八番地　中京繊糸工業協同組合
清算人　佐々木岩次郎

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年八月十二日の株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十六年十月十一日
京都市左京区浄土寺南田町十一（元京都市下京区朱雀分木町市有地）　京都第一青果株式会社
代表清算人　藤田　定吉

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年九月二十八日の株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥しま す。

昭和二十六年十月一日
大阪府泉大津市昭和町四十五番地　金星毛織株式会社
清算人　深井　與吉

株式名義書換停止公告

来る十月二十五日より十一月下旬開催予定の臨時株主総会終了の日まで株式の名義書換、質権の登録及其の抹消信託財産の表示及其の抹消を停止致します。

昭和二十六年十月十五日
尼崎市鶴町八番地　尼崎製鈑株式会社

相続債権者及受遺者に対する請求申出の公告

本籍　東京都中央区日本橋浜町二丁目十二番地
最後の住所　東京都足立区千住柳町四十四番地
被相続人　畔上　ナヲ

右畔上ナヲの相続人あること分明なるに至らざるに依り一切の相続債権者及受遺者は此の公告の日より二箇月の期間内に其請求の申出を為すべく若し右期間内に申出なきときは其債権は弁済より除斥せられる。

右公告する。

昭和二十六年十月十九日
東京都千代田区三番町六番地一
畔上ナヲ相続財産管理人
栗原宰之助

新株券引換御通知

当社増資新株券が出来ましたので左記に依り御引換致します。

記

一、引換開始日
昭和二十六年十月十七日
二、引換場所　東京都港区芝田村町一の二（日産館）当社株式課
三、引換方法
㈠新株式申込証拠金領収証株券受領欄に住所氏名を御記入御捺印（御届出印）の上御提出下さい。
㈡郵送御希望の方は次表の郵送料（書留便）を御添付下さい。

枚数	一枚	四枚迄	三枚増毎
送料	三八円	四六円	八円増

四、名義書換　御引換と同時に名義書換を御希望の方は譲渡証書と名義書換請求書を御添付の上直接当社株式課へ御提出又は御送付下さい。

昭和二十六年十月十七日
東京都中央区銀座六丁目一番地　富士自動車株式会社

訂正公告

「訂正」十月八日付掲載の大阪商船社債募集公告中日付七日とあるは八日の誤りに付訂正致します。

正	誤
扱店	

昭和二十六年十月十六日会社その他の公告欄三四七頁五段解散公告（第三回）清算人大門菊次に係る「福島商事株式会社」は「福富商事株式会社」の誤植

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　印刷庁
電話九段(33)三一一一番
振替東京一九〇〇〇　官報課